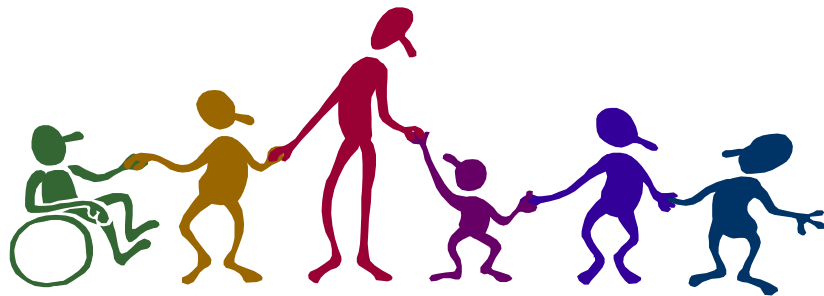


21世紀は心のバリアフリー

新庄市男女共同参画アクションプラン

男女共同参画社会をめざす行動計画



山形県新庄市

わたしたちの願い～ともに夢が実現できる社会を～

わたしたちは、女であっても、男であっても、自分自身の能力を
発揮し、生き生きと暮らしたいと願っています。

わたしたちを取り巻く社会環境は、技術革新、高度情報化、国際
化、そして少子・高齢化と大きく変わってきています。これまでの
多くの物質的な豊かさや便利さを求める「経済や効率の優先」は、
人々の心のふれあいを奪い、心の荒廃を招いてきたのではないで
しょうか。その結果、わたしたちの胸を痛める、さまざまな事象が家
庭や学校・地域で発生し、わが国の大きな社会問題となっています。
社会生活の営みの中で感じること《わたしたち一人ひとりの個性が
認められないこと、自分らしく生きられないこと》が、原因のひと
つなのかもしれません。

長い歴史の中で意識づくられてきた、性別による役割分担や固定
観念などを取り除くためにも、一人ひとりが、お互いの個性の違い
を認めるとともに、生き方を尊重し合い、ともに自分の夢が実現で
きる「男女共同参画社会」をめざします。

新 庄 市

目 次

I 基本的な考え方

- 1 アクションプランの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 アクションプランの性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 アクションプランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 アクションプランの目標と基本的な視点・・・・・・・・・・ 2

II 現状と課題

- 1 家庭における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 職場における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 地域における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 施策の内容

- 1 アクションプランの体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 アクションプランの目標と施策
基本目標1. 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり
重点目標 ①男女の自立と平等意識を高める活動の推進・・・・・・・・ 7
②男女平等意識を高める教育・学習の推進・・・・・・・・・・ 9
③男女の人権尊重と健全な生活の維持・・・・・・・・・・ 12
基本目標2. あらゆる分野への男女共同参画の促進
重点目標 ①政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進・・・・ 17
②家庭・地域社会における男女共同参画社会の促進・・・・ 19
③グローバルな視点に立った地域づくりの推進・・・・・・・・ 21
基本目標3. 男女が生き生きと働くことができる環境づくり
重点目標 ①働く場におけるパートナーシップの確立・・・・・・・・ 22
②男女が健康で働き続けるための環境整備・・・・・・・・・・ 23
③多様な働き方を可能にする就業機会の拡充・・・・・・・・ 26
基本目標4. 男女共同参画社会実現のための体制づくり
重点目標 ①市民による男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・ 27
②行政における男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・ 29
③情報ネットワークの整備・充実・・・・・・・・・・ 31

参考資料

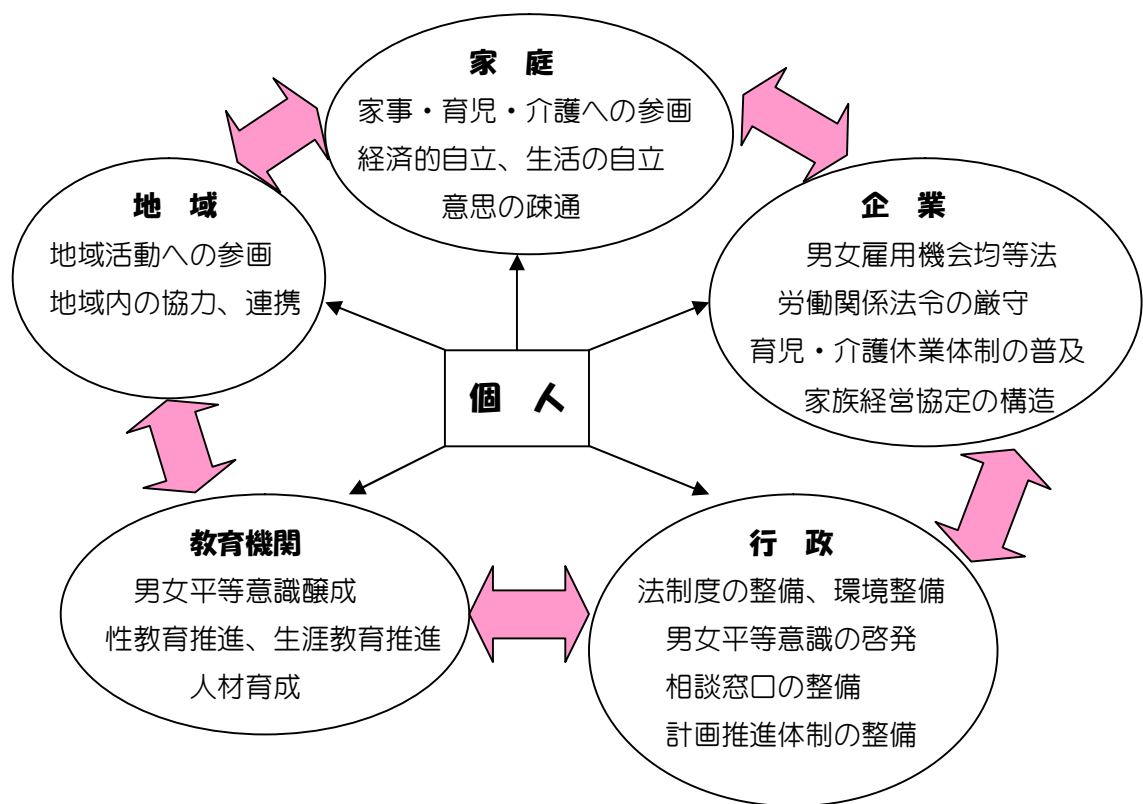
- ◆男女共同参画基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ◆山形県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- ◆参考データ アンケート調査の結果・・・・・・・・・・ 43

I 基本的な考え方

1 アクションプランの目的

男女共同参画社会の推進については、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」などの法律が整備され、県では「山形県男女共同参画推進条例」を制定し、市では平成 15 年 3 月に「新庄市男女共同参画基本計画」を策定しました。

それに基づき、市民・企業・行政が同じ視点にたち、それぞれがさまざまな場面で行動していく必要があります。このアクションプランは、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、総合的・体系的に行動していくための基本となる方向性、つまり、新庄市における男女共同参画社会実現のための行動指針になるものです。



2 アクションプランの性格

- (1) このプランは「新庄市男女共同参画基本計画（平成 15 年策定）」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、推進するものです。
- (2) このプランは、国・県などの男女共同参画社会実現に係る計画等と整合性を図りながら推進するものです。
- (3) このプランは、基本目標に添って市が率先して推進し、市民とともに進めるものです。
- (4) このプランは「新庄市振興計画」等と連動し推進していくものです。

3 アクションプランの期間

この計画の期間は、平成 15 年 3 月に策定された「新庄市男女共同参画基本計画」に合わせ、2007 年度（平成 19 年度）から 2012 年度（平成 24 年度）までの 6 カ年とします。

ただし、推進状況や社会情勢・社会環境の変化、市民ニーズなどを考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 アクションプランの目標と基本的な視点

本市における男女共同参画社会づくりは、「新庄市男女共同参画基本計画」に掲げてある目標と基本的視点に基づいて行います。

目 標

みんなでつくる ^{ひと}女・^{ひと}人・^{ひと}男 支えあい ともにきらめく 新庄のまち

基本的な視点

●男女の人権の尊重

性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指します。

●政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる政策・方針の企画・立案・決定・実行の場に共同で参画する機会が確保される社会を目指します。

●社会における制度等への配慮

社会における制度及び慣行の見直しにより、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り解消し、新しい社会を目指します。

●パートナーシップの確立

男女が生まれつき持っている性の差（違い）について理解を深め、認め合った上で、男女が対等に支えあえる社会を目指します。

●家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、家事・育児・介護などの家庭生活における活動について、その役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができる社会を目指します。

Ⅱ 現状と課題

これは、平成15年11月の市民を対象にしたアンケート調査を基にしたものです。

[**参照**アンケート調査の結果：43ページ～62ページ]

なお、現状の欄には関連するアンケートの問番号を記入しています。

1 家庭における現状と課題

現状 問7・問12・問30

- ・男性は「生活費の確保」を担い、「家事・介護」は、女性が担っている。
- ・育児に関する役割分担意識は夫婦同等だが、実際には妻が行っていることが多い。
- ・男性の家事等参加には、個人における努力と、社会通念、慣習等の改善も必要である。

課題

「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的役割分担意識が根強く残っているようです。育児における役割分担意識から、比較的若い世代の性別による固定的役割分担意識は薄らいていると考えられますが、実際の行動には差があるようです。また、慣習・慣行による弊害や偏見も数多く残っており、これらを改善するためにも、男女の意識面における働きかけはもちろん、実際の行動につなげるための働きかけ（制度・仕組み作り）をしていく必要があります。

2 職場における現状と課題

現状 問8・問9・問10・問12・問28

- ・採用（配置場所）、昇進、昇格、賃金など性別による格差がある。
- ・男性は主、女性は補助的な仕事という傾向があり、政策方針決定過程への女性の登用が少ない。
- ・男性は長時間労働や休暇のとりにくさから、仕事と家庭活動の両立が難しい。
- ・男女の役割分担などの社会通念、慣習、しきたり等に縛られている。

課題

女性の政策方針決定過程への登用拡大のためには、男女の意識改革が必要であり、同時に「男性優位の組織運営」である社会機構の改革が求められています。男女が共に働きやすい環境整備として、施設の充実や制度の定着に対する働きかけとともに、個人の男女共同参画にむけた意識改革に対する働きかけが重要になります。

3 地域における現状と課題

現状 …… 問14、問15、問16、問28、問29、問30

- ・社会活動に参加している割合は女性より男性の方が多い。
- ・自治会などの地域活動に参加したいと考える女性が少ない。
- ・男女の意識面および「男性優位の組織運営」といった社会機構などの弊害がある。

課題

政策方針決定過程への女性の進出について、女性の消極的意識の改善とともに、従来の組織体質の見直しが必要と考えます。また、社会活動への参加促進を図るため、男女の意識改革、企業の体制整備や行政の情報提供などの環境整備が必要と考えます。

4 その他

このほか、ハラスメント（注1）やドメスティック・バイオレンス（注2）に関するアンケート結果から、女性が被害者となるケースが多いことがわかります。個人の意識改革、法制度の普及・定着を推進する必要があります。

このように、新庄市では、さまざまな面において、男女共同参画が十分に実現されているとは言い難いようです。こうした現状と課題を踏まえ、更なる「男女共同参画社会」の実現に向けて、男女がお互いに認め合い、共に対等な立場で参画し、共に責任を担う社会の実現を目指し、その積極的な行動を総合的・計画的に推進する必要があります。

注1 「ハラスメント」

繰り返し悩ませたり、苦しめること。又は繰り返し攻撃して悩ませること。

※セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）・・・性的いやがらせ

※パワハラ（パワー・ハラスメント）・・・地位や力を利用した、いやがらせ

注2 「ドメスティック・バイオレンス」

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力（身体的なものだけでなく、精神的・性的暴力も含む）。

Ⅲ 施策の内容

新庄市男女共同参画基本計画

新庄市男女共同参画アクションプラン体系

みんなのでつくる 女(ひと)・人(ひと)・男(ひと)
支えあひともにきらめく 新庄のまぢ

★基本目標★

- 1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり
- 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり
- 4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

★重点目標★

- ① 男女の自立と平等意識を高める活動の推進
- ② 男女平等意識を高める教育・学習の推進
- ③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持
- ① 政策・方針決定過程等への男女共同参画の促進
- ② 家庭・地域社会における男女共同参画の促進
- ③ グローバルな視点に立った地域づくりの推進
- ① 働く場におけるパートナーシップの確立
- ② 男女が健康で働き続けるための環境整備
- ③ 多様な働き方を可能にする就業機会の拡充
- ① 市民による男女共同参画社会の推進
- ② 行政における男女共同参画社会の推進
- ③ 情報ネットワークの整備・充実

★施策の基本的方向★

- (1) 男女共同参画の啓発とその視点に立った制度・慣行の見直し
- (2) 男女の自主的な活動の場の充実
- (3) 男女に関する多様な学習機会の充実
- (1) 家庭における男女平等の拡充
- (2) 学校・保育所等における男女平等教育の拡充
- (3) 地域・職場等における男女平等教育の拡充
- (1) 人権尊重教育の推進と相談体制の拡充
- (2) 人権を守るための環境の整備
- (3) 性と生殖をめぐる人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの拡充
- (1) 各種審議会・委員会等への女性の参画推進
- (2) 民間企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 行政における女性の参画推進
- (1) 家庭生活における相互協力体制づくりの啓発
- (2) 地域社会活動への積極的参画促進
- (3) NPO・ボランティア活動等への男女共同参画の促進
- (1) 国際化等の情報の提供と学習機会の拡充
- (2) 国際交流と国際理解の推進
- (3) 地球規模での平和・環境保全への取り組みの推進
- (1) 働く場における男女平等の促進
- (2) 一人ひとりの力を伸ばす職場環境の整備
- (3) 職場における機会均等と待遇の改善
- (1) 働きやすい労働条件・環境の整備
- (2) 誰もが安心して産み育て、介護ができる環境の整備
- (3) 男女が共同して家庭責任を担える職場環境づくりの推進
- (1) 働きやすい労働環境の整備と就労機会の促進
- (2) 一人ひとりの能力向上に向けた支援と学習機会の拡充
- (3) 職業に関する情報の収集・提供
- (1) 男女共同参画社会実現のための体制の整備・充実
- (2) 男女共同参画の意識づくり
- (3) 男女共同参画社会の現状把握と調査研究及び点検・評価
- (1) 男女共同参画社会の目的達成のための行政組織の整備・充実
- (2) 行政職場における男女共同参画の意識づくり
- (3) 男女共同参画の視点に立った事業の把握と実施
- (1) 市民と行政とのパートナーシップの確立
- (2) 各種団体及び地域における人材とのネットワークの確立
- (3) NPO・企業及び教育・行政機関とのネットワークの構築

2 アクションプランの目標と施策

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標① 男女の自立と平等意識を高める活動の推進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)男女共同参画の啓発とその視点に立った制度・慣行の見直し	●各種メディアの活用による広報・啓発		男女共同参画についての広報活動	男女の平等、男女共同参画について啓発するとともに、男女共同参画の視点に立った表現の浸透を図ります。	市民	総務課 各課	●		●	●	●	●	●	●
	●社会通念、慣習、しきたり等に関する調査・開示		男女共同参画に関する調査	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等に関する調査を実施し、開示することで見直しを進めます。	市民	生涯学習課	●		●		●			
	●各課における施策や事業の見直し		男女共同参画の視点に立った事業の充実	男女共同参画の視点に立った施策や事業の見直しを進めます。	市民	各課	●		●	●			●	●
	●各課の見直しを基にした事業展開		男女共同参画の視点に立った事業の充実	各課の見直しを基に、男女共同参画の視点に立った事業展開を進めます。	市民	各課	●			●	●	●	●	●
(2)男女の自主的な活動の場の充実	●市民活動の推進		市民活動支援事業	市民活動交流広場「ぶらっと」を拠点とした市民活動の推進を図り、地域づくりに参画できるよう自主的活動の支援・育成に努めます。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●市民活動におけるネットワーク作りの推進		市民活動支援事業	団体の情報提供を行い、団体同士のネットワーク作りを推進します。	活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●市民参加型事業の開催		協働推進事業	市民参加の場を多く作り、市民との協働事業を進めます。	市民	総務課 各課		●	●	●	●	●	●	●
	●市民による男女共同参画推進事業への支援		男女共同参画事業	市民による男女共同参画社会の実現に向けた事業に対する支援の充実を図ります。	市民	生涯学習課	●					●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標① 男女の自立と平等意識を高める活動の推進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(3)男女に関する多様な学習機会の充実	●権利と役割を理解する情報・学習機会の提供		出前講座	雇用や福祉、社会保障、税等各種法律制度に関する情報・学習機会の提供を行います。	市民	総務課 各課		●	●	●	●	●	●	●
	●男女の自立のための学習機会の提供		男女共同参画事業 栄養改善講座	女性のキャリアアップ、男性の意識啓発に係わる講座、ライフステージに応じた講座の開催を目指します。	市民	生涯学習課 健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●男女共同参画に関する講座等の開催		男女共同参画事業	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深め、意識啓発を行う講座等を開催します。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●参考資料の充実		図書館管理事業	図書館等における男女共同参画に関する資料等の充実を図ります。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標② 男女平等意識を高める教育・学習の推進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)家庭における男女平等教育の拡充	●男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進		家庭教育関連事業	講演会等を通し、子どものそれぞれの発達段階に応じた保護者の家庭教育のあり方を学びます。	乳幼児・児童・生徒の保護者	生涯学習課 福祉事務所 健康課		●	●	●	●	●	●	●
			幼児教育懇談会	子どもたちの現状についての教育懇談会を行います。	乳幼児の保護者 教育関係者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
		児童・生徒の保護者 教育関係者			学校教育課		●	●	●	●	●	●		
			各地区教育講演会	中学校区ごとに教育講演会を行います。	生徒の保護者	学校教育課 (市内各学校)		●	●	●	●	●	●	
			男女共同参画事業 栄養改善指導	男性を対象にした講座を開催し、家事・子育て・介護等への積極的な関わりを促します。	市民(男性を中心とする)	生涯学習課 健康課 福祉事務所		●	●	●	●	●	●	
	●家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実	子育て支援センター事業	子育てに関する情報提供及び相談により、育児不安解消・保護者間交流を目指します。	市民(子育てをしている者を中心とする)	福祉事務所		●	●	●	●	●	●		
		母子保健事業	母子相談等の事業により、育児不安解消・保護者間交流の場を設け、家庭教育を支援します。	市民(妊婦、乳幼児とその親を中心とする)	健康課		●	●	●	●	●	●		
	(2)学校・保育所等における男女平等教育の拡充	●保育士・教職員等に対する意識啓発及び研修の充実		教育研究所運営事業	教師として指導力に優れた教員の育成をします。	教職員	学校教育課		●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標② 男女平等意識を高める教育・学習の推進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)学校・保育所等における男女平等教育の拡充(つづき)	●保育士・教職員等に対する意識啓発及び研修の充実(つづき)		保育士・教職員に対する研修事業	乳幼児期からの男女共同参画意識の啓発を目的とした研修会を行います。	保育士、教職員	福祉事務所 学校教育課 生涯学習課	●				●	●	●	●
	●保育所等における男女平等教育の推進		乳幼児等に対する啓発	男女共同参画の資料を活用し、意識啓発を行います。	乳幼児	福祉事務所	●				●	●	●	●
	●学校等における男女平等教育の推進		児童等に対する啓発	男女共同参画の資料を活用し、意識啓発を行います。	児童、生徒	学校教育課 (市内各学校)		●	●	●	●	●	●	●
	●保護者に対する男女平等教育の啓発		保護者に対する啓発	男女平等教育の実態を伝えるための資料の配布や講演会により、保護者の意識啓発を行います。	乳幼児の保護者 教育関係者	福祉事務所	●				●	●	●	●
					児童・生徒の 保護者 教育関係者	学校教育課 (市内各学校)	●				●	●	●	●
	●女性教員の管理職等への登用の促進		女性教員の管理職への起用の促進	女性教員への意識・参加意欲の啓発を行います。	女性教員	学校教育課 (県教育委員会)		●	●	●	●	●	●	●
	●教員の業務における男女平等の推進		研修会や校務の機会の平等	理科実験や体育実技指導講習会への女性教員の積極的参加、及び家庭科講習会への男性教員の積極的参加を奨励します。	教員	学校教育課 (市内各学校)		●	●	●	●	●	●	●
	●男女混合名簿の導入推進		男女混合名簿の導入推進	出席簿の配列等、性差別につながる運営方法の見直しを推進します。	教職員	学校教育課 (市内各学校)		●	●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標② 男女平等意識を高める教育・学習の推進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)学校・保育所等における男女平等教育の拡充(つづき)	●男女平等の視点に立った言動の見直し		教育内容・教材等の見直し	日常生活の中で気づかぬうちに子どもたちの価値観の形成に影響を与えている事柄の点検や見直しを行い、男女平等の環境作りに努めます。	保育所・学校等	福祉事務所 学校教育課	●					●	●	●
(3)地域・職場等における男女平等教育の拡充	●男女共同参画に関する学習機会の充実	※	男女共同参画事業	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深め、意識啓発を行う講座等を開催します。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●地域・企業等における男女共同参画の研修支援		出前講座	地域・企業等が男女共同参画の研修等を行えるよう支援します。	町内会役員 経営者	総務課 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●人材の育成と活動の推進		地域リーダーの育成	地域リーダー等の人材の育成を図り、そこから地域での男女共同参画活動の推進を図ります。	活動団体等	生涯学習課 各課		●	●	●	●	●	●	●
			女性リーダーの育成	女性団体等で活動している人を中心に男女共同参画を進めるリーダーを育成するための講座等を開催します。	女性団体等	生涯学習課 各課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度						
									19	20	21	22	23	24	
(1)人権尊重教育の推進と相談体制の拡充	●男女の人権を守る啓発活動の推進		人権尊重教育の推進	男女が互いの性を理解し、その人権を尊重する意識を高める指導を行うため、職員の意識啓発を行います。	保育士、教職員	福祉事務所 学校教育課		●	●	●	●	●	●	●	
			人権尊重教育の推進	男女が互いの性を理解し、その人権を尊重する意識を高める指導を行います。	乳幼児、児童、生徒	福祉事務所 学校教育課		●	●	●	●	●	●	●	
			男女共同参画事業	男女が互いの性を理解し、その人権を尊重する意識を高めるための講座等を開催します。	市民	生涯学習課	●			●	●	●	●	●	
		●女性と子どもの人権についての意識啓発		パンフレットの作成による啓発	女性と子どもに対する暴力は犯罪であり、許されるものではないという認識を広く社会に徹底します。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●
	●セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		雇用の場における啓発	啓発パンフレットを利用した職員研修の実施を働きかけ、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・排除に努めます。	経営者 人事担当者	商工観光課 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●	
			パンフレットの作成による啓発	啓発パンフレットの配布により、セクシュアル・ハラスメントの防止・排除に努めます。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●	
	●相談体制の整備		母子保健事業 老人保健事業 精神保健事業	プライバシーの保護に配慮した相談体制の整備を行い、関係機関と連携しながら女性の支援を進めます。	市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●	
			家庭児童相談事業	家庭における児童の養育における諸問題の相談を受け、助言・指導を行います。	児童、児童の 家族	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	
			児童母子措置事業	母子の安定を図り、生活課題の解決のための相談を受け、支援を行います。	母子家庭	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)人権尊重教育の推進と相談体制の拡充（つづき）	●相談体制の整備（つづき）		市民相談案内業務	日常生活における問題解決につながるよう相談の窓口となり、相談機関の紹介を行います。	市民	市民課		●	●	●	●	●	●	●
			女性の相談窓口の開設	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの問題を抱える女性の相談窓口を開設します。	市民（女性を中心とする）	福祉事務所 生涯学習課	●						●	●
(2)人権を守るための環境の整備	●人権を擁護する環境作りの推進		家庭養育支援事業	緊急な保護を要する児童及び母子を一時的に施設等において保護することで、これらの家庭の福祉の向上を図ります。	児童、母子	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			生活保護扶助事業	傷病・疾病等で生活困難な市民の自立を助ける援助を行います。	被保護者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
	●関係機関の連携		人権擁護環境整備	被害者等への支援や情報提供をスムーズにするため、関係機関との連携を図ります。	市民	市民課 福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			民生委員・児童委員活動事業	住民と行政機関との重要な橋渡し役として、民生委員・児童委員活動の充実を図ります。	市民	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
(3)性と生殖をめぐる人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの拡充	●性と生殖をめぐる人権を尊重する意識の啓発		青少年育成推進員設置事業	青少年に悪影響を及ぼす恐れのある広告物の除去や街頭指導により、意識啓発を図ります。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
		※	男女共同参画事業	男女が互いの性を理解し、その人権を尊重する意識を高めるための講座等を開催します。	市民	生涯学習課	●			●	●	●	●	●

重点目標③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(3)性と生殖をめぐる人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの拡充(つづき)	●地域・職場における母性保護の推進		女性の社会参画支援 労働環境の整備	少子化に対応した地域・職場においての女性の健康管理、妊娠・出産期の母性健康管理・保護の推進についての啓発を行い、子どもの産みやすい環境作りに努めます。	市民	健康課 商工観光課 福祉事務所	●				●	●	●	●
	●生涯にわたる健康維持		健康相談事業	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期における健康維持のための講座の開催、相談事業・情報提供の充実を図ります。	市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●健康づくり運動の推進		口腔衛生意識普及向上事業	幼児の虫歯を減らし、生涯使える歯を残す口腔衛生意識の向上を図ります。	幼児、児童、80歳以上の市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
			保健センター管理運営事業	市民の健康保持増進の活動拠点として活用します。	市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●感染症予防、防疫及び結核予防		予防接種事業	法に規定される対象者が安価で予防接種を受けられるようにします。	法に規定される乳幼児、65歳以上の市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
			結核予防対策事業	結核感染予防と早期発見を行います。	BCG摂取：生後6ヶ月未満 結核検診：65歳以上の市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
					小中学生	学校教育課		●	●	●	●	●	●	●
	●母子保健事業	※	母子保健事業	乳幼児健診により、持病の早期発見、健康の保持増進に努め、また、母子相談により育児支援を行います。	妊婦、乳幼児、保護者	健康課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(3)性と生殖をめぐる人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの拡充(つづき)	●老人保健事業	※	老人保健事業	持病の早期発見や生活習慣改善による健康寿命の延伸を図ります。	主に40歳以上の市民	健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●高齢者の健康づくりの促進		地域支援事業	要介護状態の予防とともに、要介護状態となった時も可能な限り自立した生活を営めるよう支援し、高齢者の健康維持・増進を図ります。	市民(高齢者を中心とする)	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			在宅介護支援センター運営事業	要援護高齢者等の福祉の向上を図るための相談・指導を行います。	要援護又はその恐れがある高齢者やその家族	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			地域包括支援センター運営事業	地域高齢福祉の拠点機能として、介護保険下の介護予防ケアマネジメントや総合相談、地域ケア支援等を行います。	要援護又はその恐れがある高齢者、ケアマネージャー、関係機関	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			老人センター運営等支援事業	高齢者の健康維持・増進、教養の向上を目指した拠点としてのセンターの運営等を支援します。	新庄市社会福祉協議会	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			シルバー人材センター助成事業	就労を基本とした高齢者の積極的な生きがいづくりと社会参加を推進します。	新庄・最上地域シルバー人材センター	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			老人クラブ活動助成事業	老人クラブ活動助成費の支給により、高齢者の健康増進を図ります。	老人クラブ、老人クラブ連合会	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●

基本目標1 人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり

重点目標③ 男女の人権尊重と健全な生活の維持（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(3)性と生殖をめぐる人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの拡充(つづき)	●高齢者の健康づくりの促進(つづき)		敬老会助成委託事業	高齢者の健康維持・増進、教養の向上を目指し、生きがいに寄与します。	概ね70歳以上の市民	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			長寿祝金贈呈事業	市民全体の長寿の励みになるよう、長寿の人を祝福します。	満100歳の市民等	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			高齢者いきがいづくり事業	高齢者のいきがいづくり及び社会活動への参加の機会の拡大を図ります。	高齢者	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
			生涯スポーツの振興	市民の体力向上・健康増進を図るために大会や講座を開催します。	市民	生涯スポーツ課		●	●	●	●	●	●	●
	●障害者(児)の健康づくりの促進		障害者スポーツ教室 身体障害者芸術文化教室 開催事業	スポーツや芸術活動を通し、社会参加と健康維持を図ります。	障害者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			介護用車両改造費等助成事業 福祉タクシー利用助成事業 給油費助成事業	障害者の社会参加と生活圏の拡大を目指します。	障害者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
	●心の健康づくりのための啓発活動・相談事業の充実		精神保健事業	心の健康に関心を持ち、心の病気やストレスによる健康問題への啓発を行い、心の健康の不安軽減、保持増進のための相談事業の充実を図ります。	市民	健康課 福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標① 政策・方針決定過程などへの男女共同参画の促進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)各種審議会・委員会等への女性の参画推進	●女性の政治参画の重要性についての啓発		男女共同参画事業	講座等の開催により、女性の政治参画についての重要性について啓発します。	市民(女性を中心とする)	生涯学習課	●			●	●	●	●	
	●各種審議会委員等への女性の参画促進		女性委員の割合30%を目標とした登用	女性の審議会委員への積極的な登用に努めます。	市民(女性を中心とする)	総務課 各課		●	●	●	●	●	●	
	●各種審議会委員等への女性の参画状況の把握		審議会委員等への女性の参画状況調査	政策・方針の立案・決定の場への女性の参画を促進するため、調査を行います。	各審議会等 所管課	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	
(2)民間企業・団体等における女性の参画推進	●民間企業における女性の管理職等への登用促進		女性の社会参画支援	女性の管理職・役職等への登用促進の必要性を訴えるため、経営者(管理者)・人事担当者・女性職員に対する情報提供・啓発を行います。	経営者、 人事担当者、 女性社員	商工観光課	●			●	●	●	●	
	●女性教職員の管理職等への登用促進		女性の社会参画支援	女性教職員の管理職への関心を高め、実際の登用の促進を図ります。	教員(女性を中心とする)	学校教育課 (県教育委員会)		●	●	●	●	●	●	
	●商工業等の自営業に携わる女性の経営・社会への参画への支援		家族経営協定の普及・促進 女性の社会参画支援	女性の家族従事者の実態を把握し、女性による経営・社会への参画促進を図ります。	自営業者	商工観光課	●			●	●	●	●	
	●農業に携わる女性の農業経営・社会への参画への支援	家族経営協定の普及・促進 女性の社会参画支援		女性の家族従事者の実態を把握し、家族協定締結を推進し、女性による農業経営・社会への参画を支援します。	農業従事者	農林課(県農業技術普及課)		●	●	●	●	●	●	●
担い手総合支援対策事業			認定農業者を育成し、経営改善支援を行い、農業構造の確立を図ります。	農業従事者	農林課		●	●	●	●	●	●	●	

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標① 政策・方針決定過程などへの男女共同参画の促進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(3)行政における女性の参画推進	●市政への積極的参加の促進		広報広聴事業	行政情報の積極的な開示とともに、市民等の広範な意見を行政に反映させるため、市政への理解と積極的な参加を促進します。	市民	総務課		●	●	●	●	●	●	●
			情報公開制度	市政参加を促進するため、市民の公開請求権を保障し、民主的な市政を確立します。	市民	総務課		●	●	●	●	●	●	●
			表彰(栄典)事業	功績のあった市民や団体等に対し、その功績と栄誉をたたえ、市民の意欲の高揚を図り、更なる市政の発展を図ります。	市民、団体等	総務課		●	●	●	●	●	●	●
	●女性の登用についての各種団体等に対する協力要請		女性の社会参画支援	町内会・自治会、PTA活動等における女性の積極的登用を呼びかけます。	市民、団体等	各課	●			●	●	●	●	
	●女性職員の管理職への積極的登用		性別にとらわれない人事評価	人材の把握を行い、方針決定に係わる部署への女性の登用の促進を図ります。	市職員	総務課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標② 家庭・地域社会における男女共同参画の促進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)家庭生活における相互協力体制づくりのための啓発	●家庭的責任を担う重要性に対する意識啓発		男女共同参画事業	家庭生活における性別による固定的役割分担を見直し、男女が子育て・介護・家事労働等の家庭的責任を担うことの重要性についての意識啓発を図ります。	市民	生涯学習課	●		●	●	●	●	●	●
	●家事・子育て・介護等への学習機会の提供	※	男女共同参画事業 栄養改善講座	男性を対象にした講座を開催し、家事・子育て・介護等への積極的な関わりを促します。	市民(男性を中心とする)	生涯学習課 健康課		●	●	●	●	●	●	●
		※	家庭教育関連事業	講演会等を通し、子どものそれぞれの発達段階に応じた保護者の家庭教育のあり方を学びます。	乳幼児・児童・生徒の保護者	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	
		※	幼児教育懇談会	子どもたちの現状についての教育懇談会を行います。	乳幼児・児童・生徒の保護者、教育関係者	学校教育課		●	●	●	●	●	●	
		※	各地区教育講演会	中学校区毎に教育講演会を行います。	生徒の保護者	学校教育課 (市内各学校)		●	●	●	●	●	●	
		※	子育て支援センター事業	子育てに関する情報提供及び相談業務により、育児不安解消・保護者間交流を目指します。	子育てをしている者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	
		※	母子保健事業	母子相談等の事業により、育児不安解消・保護者間交流の場を設け、家庭教育を支援します。	妊婦、乳幼児とその親	健康課		●	●	●	●	●	●	
		※	在宅介護支援センター運営事業	要援護高齢者等の福祉の向上を図るための相談・指導を行います。	要援護又はその恐れがある高齢者やその家族	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	
		※	地域包括支援センター運営事業	地域高齢福祉の拠点機能として、介護保険下の介護予防ケアマネジメントや総合相談、地域ケア支援等の実施を行います。	要援護又はその恐れがある高齢者、ケアマネジャー、関係機関	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標② 家庭・地域社会における男女共同参画の促進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)地域社会活動への積極的参画促進	●地域活動への理解と促進	※	市民活動支援事業	地域活動参画への機会づくり、学習機会の提供により地域活動への理解・促進を図ります。	市民、市民活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●地域活動の活性化	※	市民活動支援事業	情報の収集・提供に努め、地域活動のネットワーク化を支援し、活動の活性化を図ります。	市民、市民活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●地域のリーダー・人材の育成		市民活動支援事業	市民活動に関心のある市民の能力を活用するとともに、研修等の機会を設け、地域のリーダー・人材の育成に力を入れます。	市民、市民活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●家庭・仕事・地域活動を両立できる環境整備の推進		家庭・仕事・地域活動を両立できる環境整備	休業・休暇が取りやすい環境づくりのための意識啓発を図り、家庭・仕事・地域活動の両立ができる環境整備に努めます。	市民、企業等	商工観光課 生涯学習課	●				●	●	●	
(3)NPO・ボランティア活動等への男女共同参画の促進	●職場・地域・家庭における意識啓発		男女共同参画事業	家庭・仕事・地域活動においてバランスのとれた生き方の有効性について啓発を行い、互いに支えあう気運を醸成します。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●地域活動を奨励するための環境整備		市民活動支援事業	NPO活動、ボランティア活動等への参加促進のためにボランティア活動休暇制度等の環境整備、制度利用促進を図ります。	企業、学校等	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●地域活動促進		市民活動支援事業	講習会等により、活動についての意識啓発を図り、公益活動への促進を図ります。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●人材登録及びデータの整備		市民活動支援事業	地域活動をしている人材の登録、整備を行い、この活用により新たな人材育成・地域活動につなげます。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標③ グローバルな視点に立った地域づくりの推進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)国際化等の情報の提供と学習機会の拡充	●男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・普及		男女共同参画事業	各国の女性が置かれている立場に目を向け、国際的な取り組みの成果や経験における情報の収集・提供を行い、世界の女性の地位向上に貢献します。	市民	生涯学習課	●					●	●	●
	●国際理解に関する社会教育・生涯学習活動の充実		国際理解推進事業	国際理解を深めるための社会教育・生涯学習活動の充実を図ります。	市民、在住外国人	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●国際的な活動を支援するための情報収集・提供		市民活動支援事業	民間団体や市民による国際的な活動(ボランティアを含む)を支援するための情報収集・提供に力を入れます。	市民、民間団体	生涯学習課	●					●	●	●
(2)国際交流と国際理解の推進	●県等との連携した国際交流の推進		国際理解推進事業	県等と連携を図り、情報提供やネットワーク化の充実により国際交流・国際協力を促進します。	市民、在住外国人	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●在住外国人との交流事業の推進		国際理解推進事業	交流事業により、民間団体や市民による国際交流・国際協力の推進を図ります。	市民、在住外国人	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●在住外国人への支援体制の充実		日本語教室開催事業 国際理解推進事業	日本語教室等の場の提供、外国語による生活情報の提供、相談支援体制の整備を行います。	市民、在住外国人	生涯学習課 市民課		●	●	●	●	●	●	●
	●市民参加型事業の開催		国際理解推進事業	団体等が企画する市民参加型のイベント等に対して支援することにより、地域における国際交流活動を推進します。	市民、団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(3)地球規模での平和・環境保全への取り組みの推進	●地球環境保全のための意識啓発・活動の支援育成		環境美化保全事業 環境基本計画推進事業	国際社会の一員として、地球環境保全の意識啓発・活動に対する支援・育成に力を入れます。	市民、事業者、団体等	環境課		●	●	●	●	●	●	●
	●平和事業の推進		平和事業	平和都市宣言により、平和事業を推進します。	市民	総務課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり

重点目標① 働く場におけるパートナーシップの確立

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)働く場における男女平等の促進	●男女間差別についての調査		男女共同参画事業	事実上での男女間格差についての調査を行い、性別による差別をなくしていくための普及啓発につなげます。	経営者、労働者	生涯学習課	●			●	●	●	●	●
	●男女雇用機会均等法などの周知徹底		男女共同参画事業	「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」などの社会一般の認識と理解を深め、法に沿った雇用管理が行われるよう周知・啓発に努めます。	経営者、労働者	商工観光課(山形労働局) 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●セクシュアル・ハラスメントの防止についての啓発	※	雇用の場における啓発	啓発パンフレットを利用した職員研修の実施を働きかけ、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・排除に努めます。	経営者、人事担当者	商工観光課(山形労働局) 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(2)一人ひとりの力を伸ばす職場環境の整備	●労働条件に関する相談体制の充実		労働相談事業	円滑な労働環境につながるよう労働条件に関する相談体制の充実を図ります。	労働者	商工観光課(山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●
	●労働条件の向上促進		労働環境の整備	啓発パンフレット等の作成により、多様な就労形態を認め、全ての労働者の労働条件の向上を促進します。	労働者	商工観光課(山形労働局)	●			●	●	●	●	
	●自営業における男女共同参画の促進	※	家族経営協定の普及・促進	農業などの自営業における給料・労働時間・家族の役割分担を明確にし、女性の地位向上を目指した家族経営協定の普及・促進に努めます。	自営業者、農業従事者	商工観光課 農林課(県農業技術普及課)		●	●	●	●	●	●	●
(3)職場における機会均等と待遇の改善	●性別にとらわれない人事管理の推進		登用すべき人材の把握と登用の推進 女性の社会参画支援	性別によらず、適材適所による配置を推進し、女性の積極的な活用を促進します。	経営者	商工観光課(山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●
	●母性健康管理対策の推進	※	女性の社会参画支援 労働環境の整備	女性の健康管理・保持増進、妊娠・出産期の母性健康管理がしやすい環境となるよう、企業・従業員の意識啓発に努めます。	経営者、労働者	商工観光課(山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●

基本目標3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり

重点目標② 男女が健康で働き続けるための環境整備

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度						
									19	20	21	22	23	24	
(1)働きやすい労働条件・環境の整備	●多様な勤務形態の普及・促進		労働環境の整備	短時間勤務制度やフレックス制などにより、男女勤労者が柔軟な働き方ができる制度の普及・促進に努めます。	経営者、労働者	商工観光課	●				●	●	●	●	
	●労働時間の短縮等の促進		労働環境の整備	男性労働者を中心に、労働時間の短縮の促進を図るため、企業等に呼びかけます。	経営者、労働者	商工観光課	●					●	●	●	
	●働き続けるための相談・情報提供の充実		労働環境の整備	労働災害を予防し、健康で働き続けるための相談体制を整え、情報提供を行います。	労働者	商工観光課 (山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●	
(2)誰もが安心して産み育て、介護ができる環境の整備	●多様な家族・家族形態を広く受け入れる意識の啓発		男女共同参画事業	広報誌等により、多様な家族形態を広く受け入れる社会づくりを進め、地域での支えあいを広げます。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●	
	●次世代育成支援対策推進法の推進		新庄市次世代育成対策行動計画の推進	行動計画に従い、次世代育成に関わる総合的な施策の推進を目指します。	市民(子育てをしている者を中心とする)	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	
	●各種保育サービスの提供	保育所運営事業		保育所運営事業	日中保護者がいない幼児を保育します。	保育に欠ける幼児	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
		延長保育事業		延長保育事業	通常保育時間終了後も保育に欠ける幼児を保育します。	保育に欠ける幼児	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
		認可保育施設措置費		認可保育施設措置費	民間立認可保育所における経費の負担措置を行うことで、円滑な保育事業の実施と児童の福祉向上を図ります。	民間立認可保育所	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
民間立保育所特別保育事業費補助金			民間立保育所特別保育事業費補助金	多様な保育事業に取り組む民間立認可保育所に対し、必要とする事業費を補助することで事業を円滑に実施し、児童の福祉の向上を図ります。	民間立認可保育所	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	

基本目標3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり

重点目標② 男女が健康で働き続けるための環境整備（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度						
									19	20	21	22	23	24	
(2) 誰もが安心して産み育て、介護ができる環境の整備（つづき）	●各種保育サービスの提供（つづき）		認可外保育施設児童育成支援事業	認可外保育所の設置者に経済的な支援をし、適切な保育環境を確保します。	認可外保育施設	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	
			私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	幼稚園教育の振興を図るため、保護者の経済負担の軽減、公立保育所との保育料等の是正を図ります。	私立幼稚園入所者の保護者	学校教育課		●	●	●	●	●	●	●	
			私立幼稚園にこにこ子育て支援事業	幼稚園に2人以上の園児がいる保護者の負担軽減を図ります。	私立幼稚園入所者の保護者	学校教育課		●	●	●	●	●	●	●	
	●放課後等の児童対策の充実		放課後児童健全育成事業	地域における昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の保育を行うことで、健全な育成を図り、保護者が安心して働けるようにします。	保護者が労働等によりいない小学校低学年の児童	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	
		●家庭や地域の子育て機能・環境の充実		子育て支援センター事業	子育て支援センターを中心とした相談体制の充実を図り、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図ります。	子育てをしている者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
				家庭児童相談事業	家庭における児童の養育における諸問題の相談を受け、支援します。	児童とその家族	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			児童母子措置事業	母子家庭の生活面や精神的な安定を図り、自立支援につなげます。	母子家庭	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	
			地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図り、介護者及び要介護高齢者等の支援に努めます。	要介護高齢者等	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●	

基本目標3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり

重点目標② 男女が健康で働き続けるための環境整備（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)誰もが安心して産み育て、介護ができる環境の整備（つづき）	●介護に関する支援（つづき）		家族介護者リフレッシュ事業	在宅介護者のリフレッシュと相互交流の機会提供を行います。	在宅の介護者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
			家族介護慰労金支給事業	在宅介護者（家族）の精神的及び経済的な負担の軽減を図ります。	在宅の介護者	福祉事務所		●	●	●	●	●	●	●
	●福祉・保健・医療の充実		福祉・保健・医療の連携	福祉・保健・医療の連携をとりながら、各種サービスにおける在宅及び施設等の基盤整備や質的向上を目指します。	市民	福祉事務所健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●子育て・介護等におけるボランティア活動等への支援		市民活動支援事業	ボランティア・NPO活動への支援や地域での支え合いを広げるための意識啓発を行います。	市民活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(3)男女が共同して家庭責任を担える職場環境づくりの推進	●家庭と仕事の両立支援		男女共同参画事業	広報等により、市民及び事業所等における育児休暇・介護休暇の普及と利用促進を図ります。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●
	●育児・介護等に対する意識改革啓発の推進	※	男女共同参画事業	家庭生活における性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が家事・子育て・介護等の家庭的責任を担うことの重要性についての意識啓発を図ります。	市民	生涯学習課	●		●	●	●	●	●	●
	●家事・育児・介護教室等の開催	※	男女共同参画事業 栄養改善指導	男性を対象にした講座を開催し、家事・育児・介護等への積極的な関わりを促します。	市民（男性を中心とする）	生涯学習課 健康課		●	●	●	●	●	●	●
	●自営業者等の家族経営協定締結の促進	※	家族経営協定の普及・促進	農業従事者等の自営業者の家族経営協定により男女が等しく家庭責任を担える環境を作ります。	自営業者、 農業従事者	商工観光課 農林課（県農業技術普及課）		●	●	●	●	●	●	●

基本目標3 男女が生き生きと働くことができる環境づくり

重点目標③ 多様な働き方を可能にする就業機会の充実

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)働きやすい労働環境の整備と就業機会の促進	●多様な就業環境の整備		労働環境の整備	価値観やライフスタイル等に応じて多様かつ柔軟な働き方を安心して選択できるよう、パートタイム・派遣労働等の多様な就業環境の整備に努めます。	市民	商工観光課 (山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●
	●労働条件の改善の促進		労働環境の整備	パートタイム・派遣労働・在宅労働等の処遇・労働条件の改善や健全な発展に向けた研修・情報提供に努めます。	市民	商工観光課		●	●	●	●	●	●	●
	●就業機会の拡大		雇用促進事業	事業所に対して雇用の促進を図るよう働きかけます。	事業所	商工観光課 政策経営課		●	●	●	●	●	●	●
			企業誘致対策事業	定住人口の増加に向け、魅力ある雇用の場を創出します。	立地希望企業	商工観光課		●	●	●	●	●	●	●
(2)一人ひとりの能力向上に向けた支援と学習機会の拡充	●相談体制の充実		労働相談事業	就業における相談体制の充実を図り、個人の能力を引き出せるようにします。	求職者	商工観光課 (山形労働局)		●	●	●	●	●	●	●
	●女性の起業の支援		起業支援事業	セミナー等の開催により、事業経営における基礎知識・情報等の提供を行います。	女性市民	商工観光課 (商工会議所等) 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(3)職業に関する情報の収集・提供	●男女の就業機会の拡大		労働情報の提供	労働情報(求人情報)の提供により、男女の就業機会の拡大を図ります。	求職者	商工観光課 (公共職業安定所)		●	●	●	●	●	●	●
	●職業紹介機関との連携		雇用対策事業	職業紹介機関との連携を図り、雇用の確保につなげます。	求職者	商工観光課		●	●	●	●	●	●	●
	●起業情報・事業経営に関する情報の充実		起業支援事業	多様な就業ニーズを踏まえ、企業・事業経営にあたっての情報提供などの充実を図ります。	市民	商工観光課	●						●	●

基本目標4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

重点目標① 市民による男女共同参画社会の推進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)男女共同参画社会実現のための体制の整備・充実	●男女共同参画推進のための拠点機能の整備		男女共同参画事業	男女共同参画に関する相談窓口や情報を収集し提供する拠点機能の整備を図ります。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●
	●男女共同参画を推進する女性団体等の活動に対する支援		女性団体等活動支援事業	情報提供などによる活動支援や、女性団体等が相互に連携し、情報交換を行うなど、交流しやすい環境づくりに努めます。	女性市民、女性団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●学習活動支援・機会の充実		市民が参画する機会の充実	各種会議(研修)講座等に誰もが参加しやすい体制を整えるとともに、市民参画による運営を拡大させるよう努めます。	市民	各課		●	●	●	●	●	●	●
	●女性リーダーの育成	※	女性リーダーの育成	女性団体等で活動している人を中心に男女共同参画を進めるリーダーを育成するための講座等を開催します。	女性団体等	生涯学習課 各課		●	●	●	●	●	●	●
(2)男女共同参画の意識づくり	●男女共同参画に関する情報の提供		男女共同参画事業	広報誌などに市の男女共同参画に関する施策を掲載し、意識啓発を図ります。	市民	生涯学習課	●		●	●	●	●	●	●
	●企業や従業員に対する意識啓発		出前講座	企業や従業員に対して、職場や家庭、地域における男女共同参画に関する意識の啓発を図るための講座等を開催します。	経営者、従業員	生涯学習課 総務課 商工観光課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

重点目標① 市民による男女共同参画社会の推進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)男女共同参画の意識づくり(つづき)	●学校教育での意識啓発		男女共同参画事業	性別による固定的な役割分担意識にとられずに、男女が認め合いながらも互いに自立した生活ができるよう家庭教育の推進を図るとともに意識啓発に力を入れます。	児童、生徒、学校関係者	学校教育課 (各学校) 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●家庭内における男女共同参画意識の啓発	※	男女共同参画事業 栄養改善講座	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深め、家庭内での自立を目指した家事全般講座等を開催します。	市民	生涯学習課 健康課		●	●	●	●	●	●	●
(3)男女共同参画社会の現状把握と調査研究及び点検・評価	●社会通念、慣習、しきたり等に関する調査・開示	※	男女共同参画に関する調査	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等に関する調査を実施し、開示することで制度・慣行等の見直しを進めます。	市民	生涯学習課	●		●			●		
	●男女共同参画社会の現状把握		男女共同参画に関する調査	男女共同参画に関する国内外の情報収集を行い、情報の提供を行います。	市民	生涯学習課	●				●	●	●	●
	●効果的な評価方法の導入		事務事業評価	男女共同参画を推進する視点に基づき、施策の企画・立案、実行後の状況について、わかりやすい評価方法を検討し、導入します。	関係各課	政策経営課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

重点目標② 行政における男女共同参画社会の推進

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)男女共同参画社会の目的達成のための行政組織の整備・充実	●男女共同参画の推進体制の整備		男女共同参画の推進	庁内推進だけでなく、市全体の推進を図るための組織の設置を検討し、推進体制の整備・充実を図ります。	市職員、市民	生涯学習課 総務課	●				●		●	
	●行動計画推進の点検・評価		行動計画推進状況の把握	行動計画推進の点検・評価として庁内・市民からの意見を求め、更なる推進につなげます。	市民、関係各課	生涯学習課	●					●		
	●相談窓口の整備充実	※	母子保健事業 老人保健事業 精神保健事業 家庭児童相談事業 児童母子相談事業 市民相談案内業務	育児・保育・保健・就業・暴力等に関する相談窓口の整備充実を図ります。	市民	各課		●	●	●	●	●	●	●
	●国・県等との連携強化		各行政機関との連携	国・県・他行政機関等との連携を強化しながらも取り組みを進めます。	生涯学習課、各課	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(2)行政職場における男女共同参画の意識づくり	●職員研修の充実		職員研修事業	男女共同参画における意識啓発のための研修や女性職員の能力・意欲を引き出し、伸ばしていけるような職員研修の充実を図ります。	市職員	総務課	●		●	●	●	●	●	●
	●職場内の実態調査		男女共同参画に関する調査	男女共同参画に関する意識と実態を調査し、男女共同参画の促進につなげます。	市職員	総務課 生涯学習課	●			●			●	
	●就業環境の整備と相談体制の充実		職員厚生事業	相談しやすい環境・体制をより充実するとともに、職員研修の実施などにより職場における諸問題の解決に努めます。	市職員	総務課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

重点目標② 行政における男女共同参画社会の推進（つづき）

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(2)行政職場における男女共同参画の意識づくり(つづき)	●就業環境の整備と相談体制の充実(つづき)		新庄市特定事業主行動計画の推進	行動計画を基に、職員が仕事と子育てを両立させ、職場においてその能力を十分に発揮できる環境の整備を進めます。	市職員	総務課		●	●	●	●	●	●	●
(3)男女共同参画の視点に立った事業の把握と実施	●男女共同参画の視点に立った事業の把握		男女共同参画に関する調査	国・県・他行政機関等及び他団体等による男女共同参画の視点に立った事業の把握をし、広報に努めます。	市民	生涯学習課 各課	●			●	●	●	●	●
	●男女共同参画の視点に立った事業の実施		男女共同参画の視点に立った事業の充実 協働推進事業	男女共同参画の視点に立ち市民・企業等の意見を幅広く取り入れた事業の実施により、市民・企業・関係機関が一体になって取り組む体制づくりを促進します。	市民	生涯学習課 総務課 各課		●	●	●	●	●	●	●

基本目標4 男女共同参画社会実現のための体制づくり

重点目標③ 情報ネットワークの整備・充実

施策の基本的方向	具体的な施策	再掲	事業名及び内容	事業推進の視点	対象	担当課 関連課	新規	継続	実施予定年度					
									19	20	21	22	23	24
(1)市民と行政とのパートナーシップの確立	●男女共同参画推進市民会議の開催		男女共同参画推進市民会議	市民からの意見を幅広く取り入れ、一緒に計画・活動できる会をつくります。	市民	各課	●					●		●
	●メディアを活用した情報収集・提供		男女共同参画についての広報活動	男女共同参画に関する資料の集積を行い、インターネット等により情報の提供を行います。	市民	生涯学習課	●			●	●	●	●	●
	●自主活動・交流支援	※	協働推進事業 市民活動支援事業	市民活動交流広場「ぶらっと」を拠点とした市民による自主活動を支援し、またNPO等の団体の交流ができるよう支援します。	市民	総務課 生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●講座等の企画・運営への市民参画		協働推進事業 市民活動支援事業	講座等の企画・運営を行政と市民が協力して行える体制づくりを目指します。	市民	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●男女共同参画に関する調査	※	男女共同参画に関する調査	男女共同参画に関する調査を市民と協力して行い、市の課題解決に向かうよう努力します。	市民	生涯学習課	●			●			●	
(2)各種団体及び地域における人材とのネットワークの確立	●リーダーの育成		地域リーダーの育成	各種団体及び地域で性別にとらわれることなく、活躍する人材の発掘とリーダーの育成に力を入れます。	市民・活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●情報提供・交流支援	※	市民活動支援事業	団体・グループ等の情報の提供や男女共同参画の推進に関する活動やネットワークづくりの支援を行います。	活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
	●相談支援体制の整備		市民活動支援事業	相談者の内容に沿った関係支援機関との円滑な連携がとれるようネットワークづくりに努めます。	活動団体	生涯学習課		●	●	●	●	●	●	●
(3)NPO・企業及び教育・行政機関とのネットワークの構築	●NPO・企業・PTA・各種団体等との連携		男女共同参画事業 市民活動支援事業	NPO・企業・PTA・各種団体等の連携により、男女共同参画における課題の共有をし、課題解決に向けて一緒に取り組める体制づくりをします。	活動団体	生涯学習課	●			●	●	●	●	
	●男女共同参画社会実現のための各種団体への支援		男女共同参画事業 市民活動支援事業	男女共同参画のまちづくりを行う団体の活動・育成支援、団体の相互交流ができる場所・情報の提供を行います。	活動団体	生涯学習課	●			●	●	●	●	

参 考 资 料

◆男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 2 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 1 3 条—第 2 0 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 2 1 条—第 2 8 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

◆山形県男女共同参画推進条例

平成 14 年 7 月 2 日公布
山形県条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 8 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条—第 26 条）

附則

私たちが目指す 21 世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によつてのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場に関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント
(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の
対応によりその者に不利益を与える行為をいう。) 及び配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力
的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男
女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「男女共同参画計画」
という。) を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとと
もに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活
動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関す
る教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その
他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報
の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供
その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研
究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、
事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調
査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆参考データ アンケート調査の結果

アンケート調査の概要

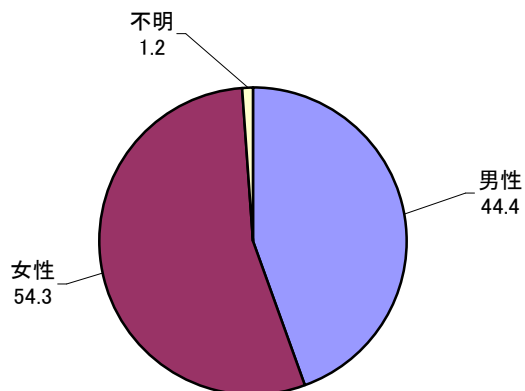
調査実施期間	:	平成15年11月
対象者	:	500名
調査方法	:	郵送による
抽出方法	:	新庄市の選挙人名簿から無作為抽出
回収数	:	243名
回収率	:	48.6%

※アンケート調査票（内容）については、58ページ～62ページに掲載。

問1 回答者性別

ほぼ住民全体の構成に近いものと考えられる。

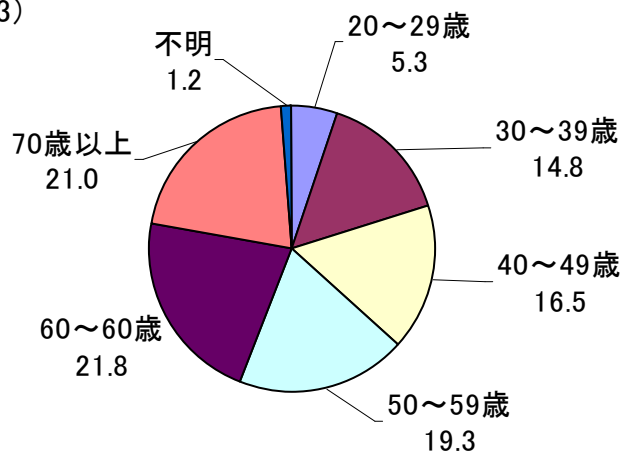
性別 (n=243)



問2 回答者年齢（10歳階級）

30代以上では各年代がほぼ満遍なく分布する。全体としては高齢者層ほど多くなる。

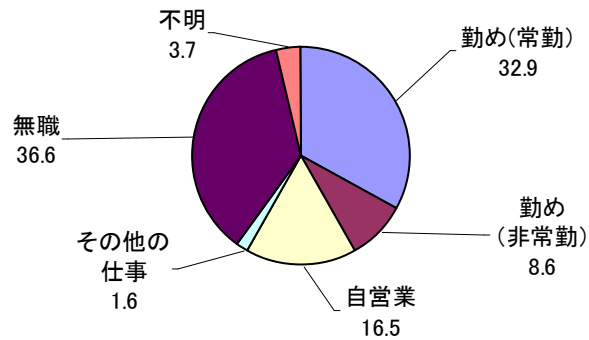
年齢 (n=243)



問3 回答者職業

無職が最も多く、次いで常勤の勤め、自営業の順。パートは8.6%。なお60代、70代は無職が6~8割を占める。

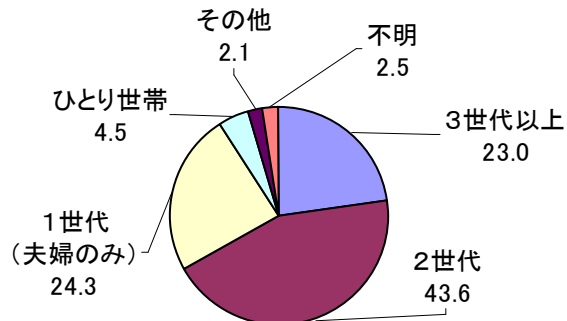
職業 (n=243)



問4 回答者家族形態

夫婦+子どもの二世世代家族（核家族）が最も多く半数近くを占める。夫婦のみの世帯がこれに次ぎ、三世世代家族は約4分の1。60代、70代はほぼ半数が夫婦のみか単身となる。

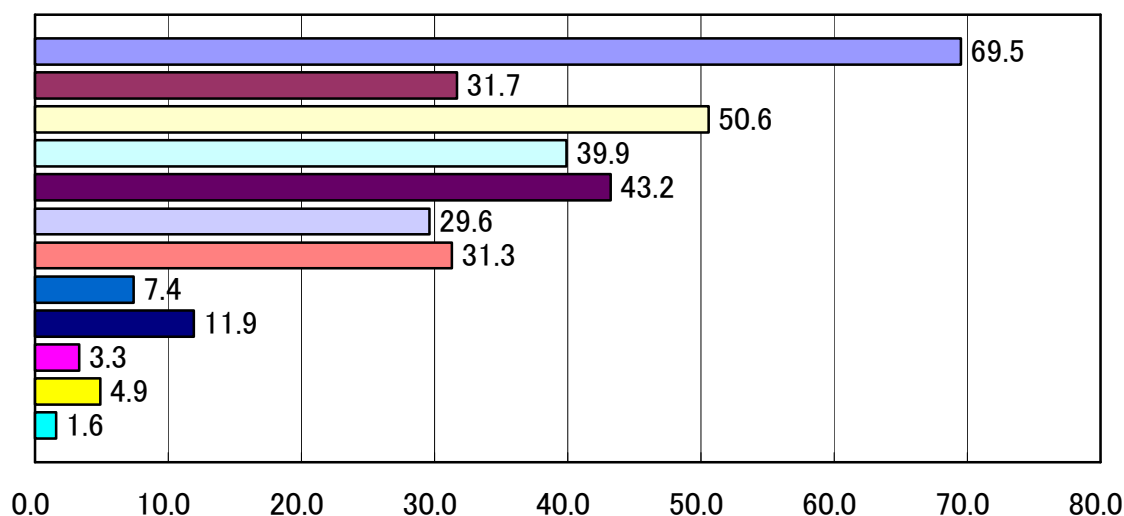
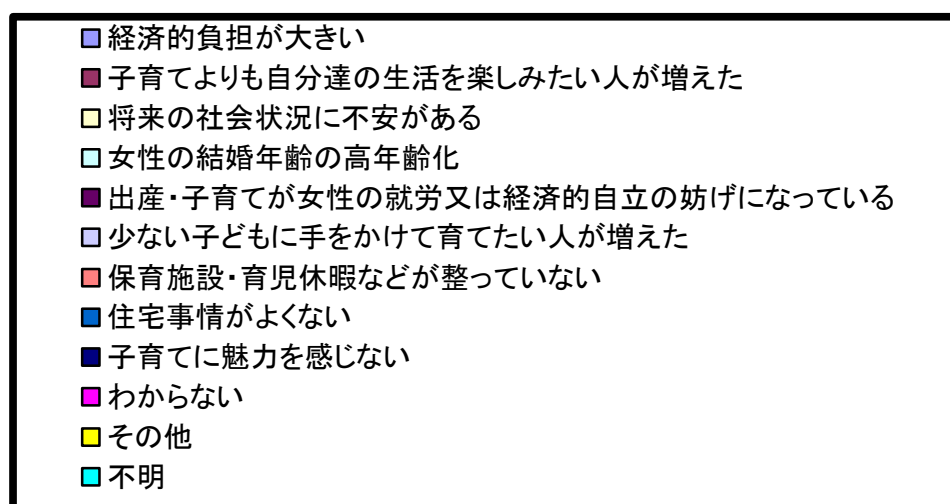
家族形態 (n=243)



問5 少子化の原因をどう考えるか

経済的負担や将来の社会状況への不安など、子育てをめぐる社会経済的環境への不安が大きい。これらの不安は男性に比べて女性に、また比較的若い世代にめだつほか、女性や30代では保育施設や育児休暇の不備を指摘する人も多い。「子育てよりも自分の生活」「結婚の高年齢化」「少ない子に手をかけて」などは、すでに子育てを終わったと見られる50代以上の年齢層に多い。

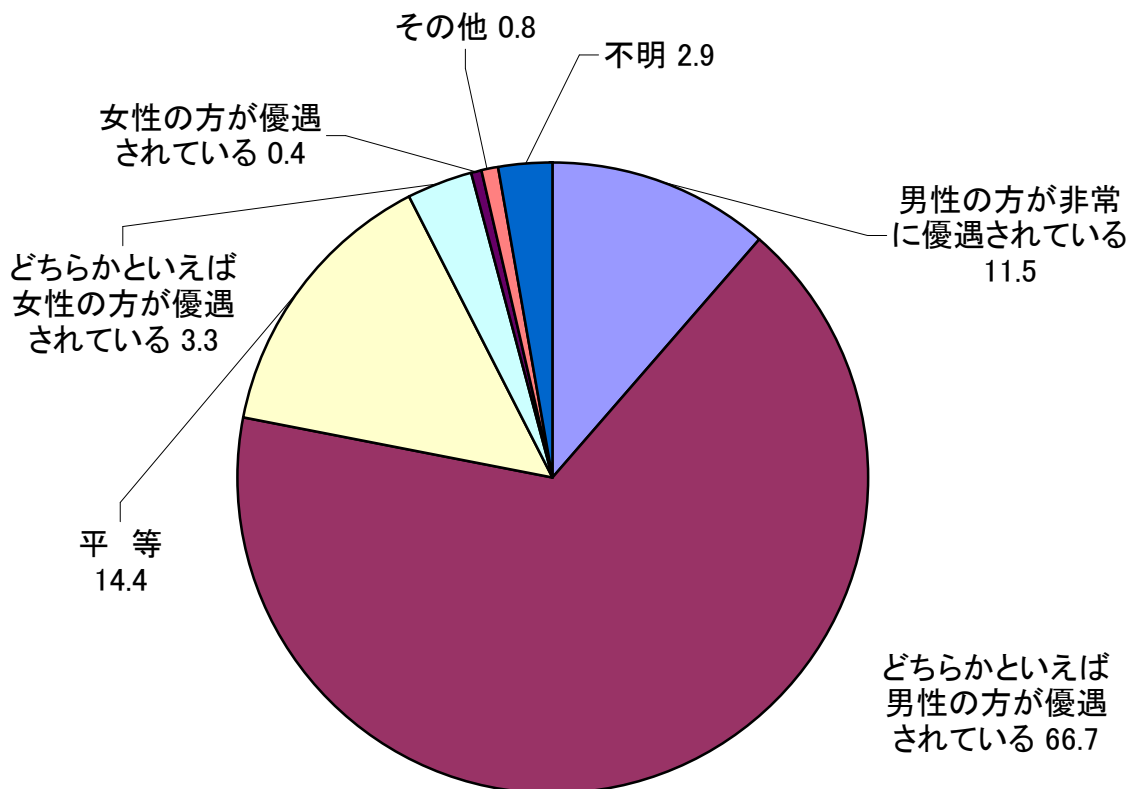
少子化の原因 (n=243)



問6 社会通念・慣習やしきたりでの男女の不平等感

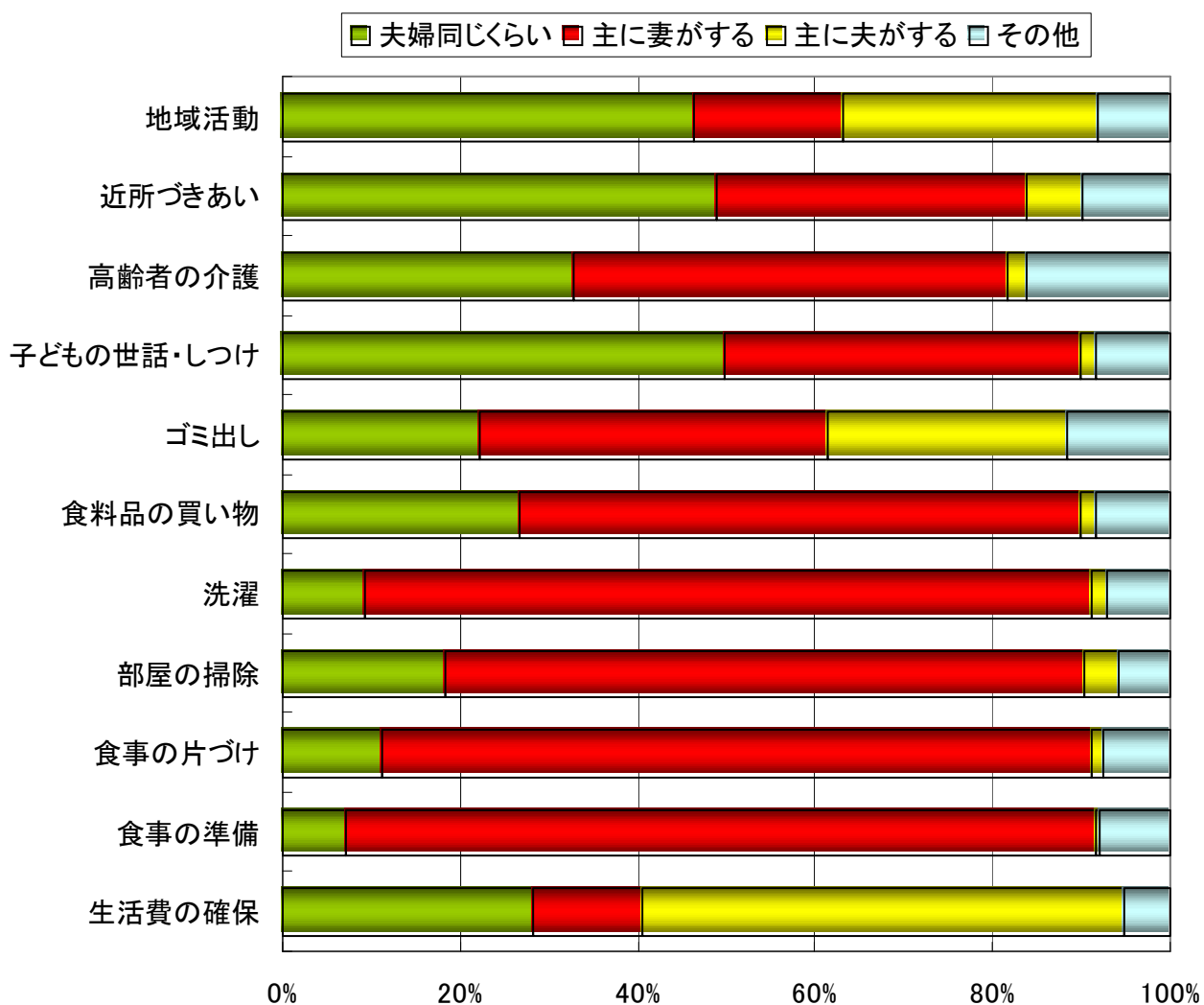
男性の方が優遇されていると見る人が8割近くにのぼり、圧倒的といえる。男性でも7割以上がそう考えているが、平等と考えている人が2割以上あり、女性の2倍以上である。

通年の不平等感 (n=243)



問7 役割分担

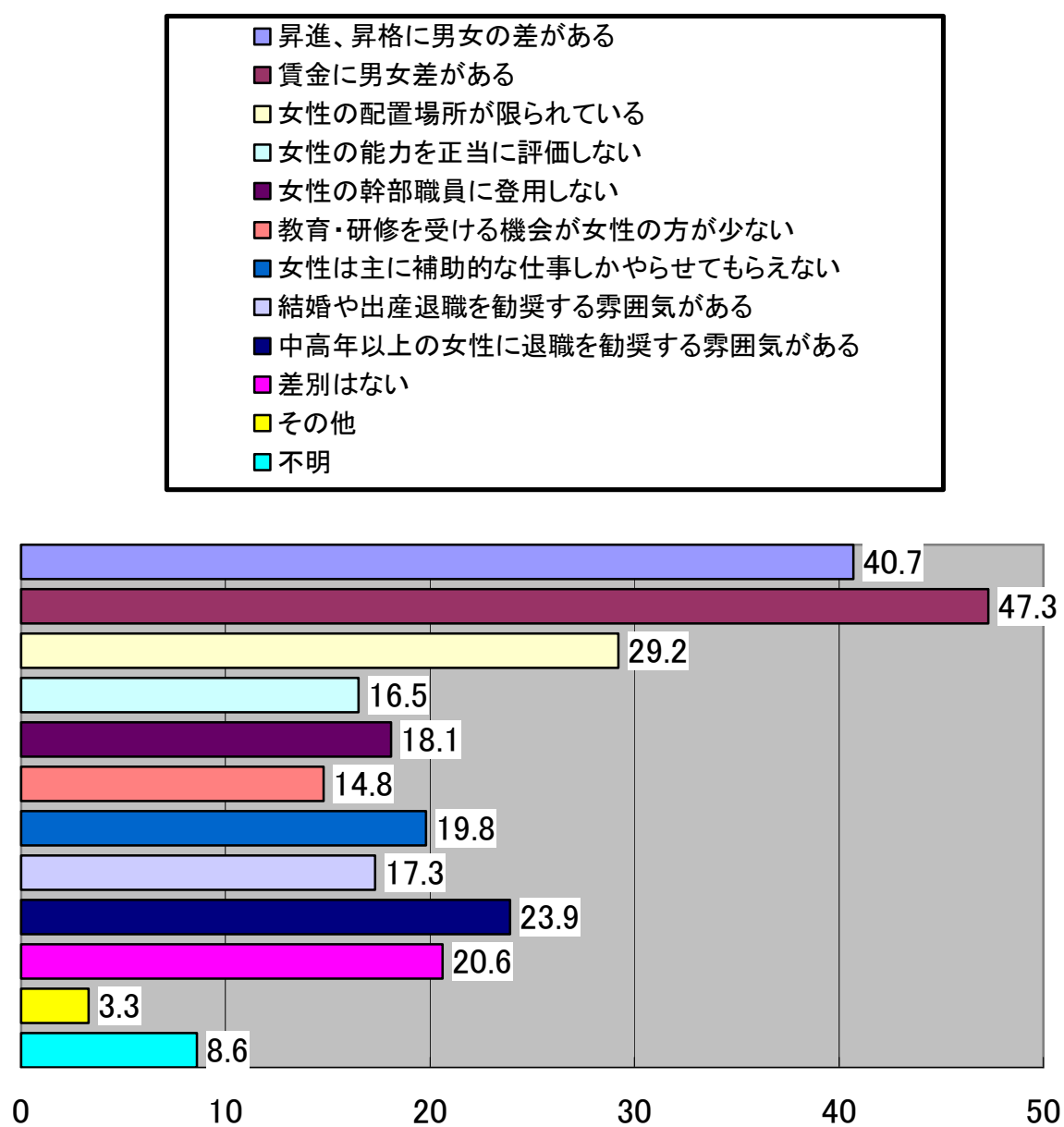
主に男性が分担しているものは「生活費の確保」くらいである。他に「地域活動」以外は全て女性の方が分担するウエイトが高い。「近所づきあい」「子どもの世話・しつけ」では夫婦同じくらいというものが多いが、いわゆる家事では「ゴミ出し」を除くと圧倒的に女性の負担が大きい。高齢者の介護も主に妻の負担になっている。



問8 職場の差別

差別はないとするものは2割程度にとどまり、約半数近くの職場で昇進や賃金面での差別があると考えられている。その他様々な差別が存在することが分かる。

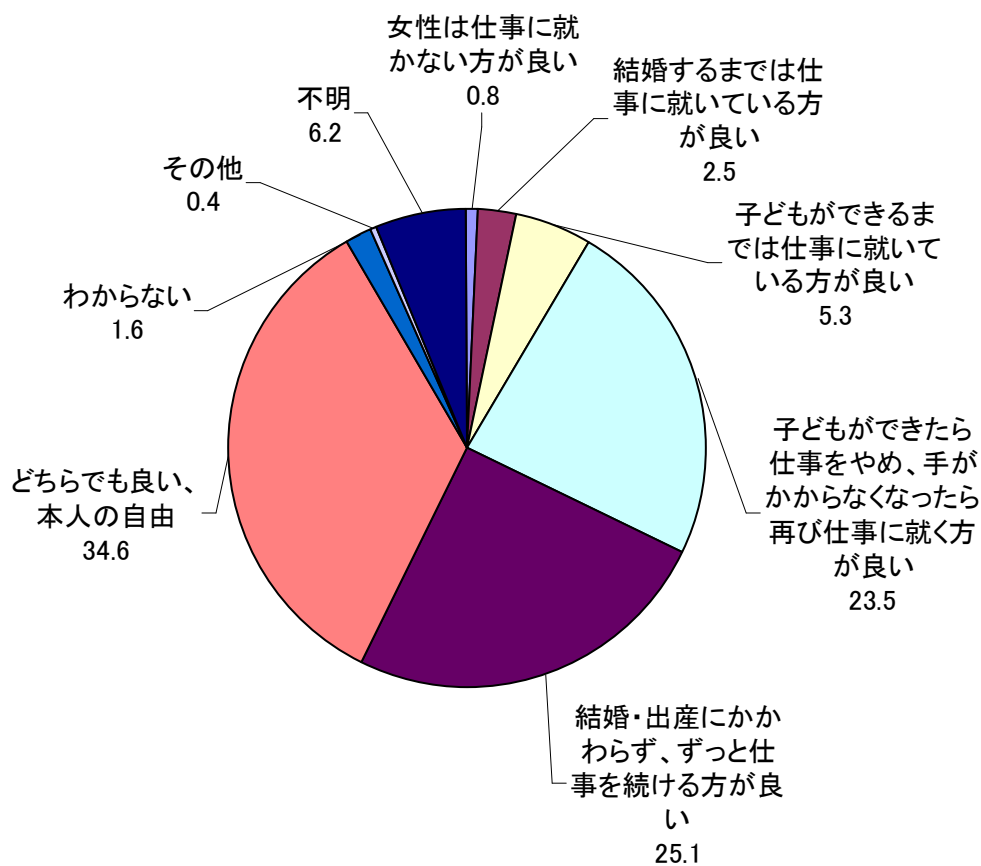
職場の差別 (n=243)



問9 女性の就労の是非についての考え

「本人の自由」とするものが最も多く、約35%を占め、以下「ずっと仕事」「M型就労」と続く。「本人の自由」という意見は男性の方が多く、女性では「ずっと仕事」がやや多くなる。全体的に男女差は思ったほどではない。年齢では、40代以下では「本人の自由」が多い。「ずっと仕事」は若い人よりむしろ50代に多いことは興味深い。

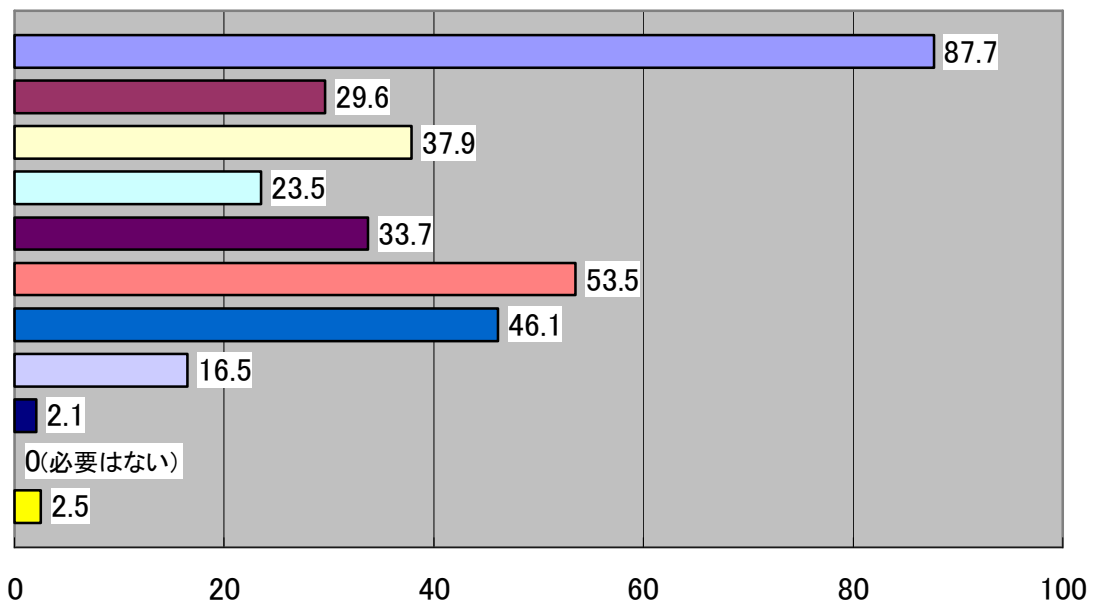
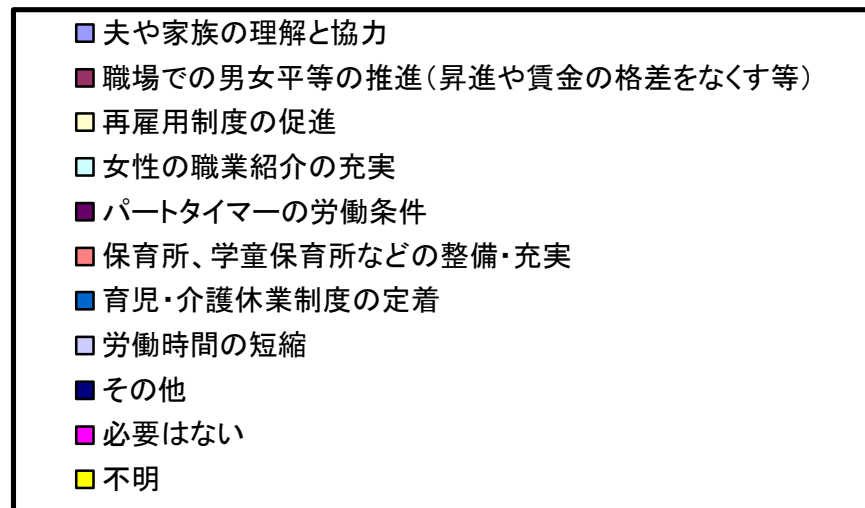
女性の就労の是非について (n=243)



問 10 女性の就労の必要条件

9割近くが「夫や家族の理解と協力」をあげ、特に女性では9割を超える。次いで施設の充実、制度の定着が挙げられ、事業所（職場）での個々の条件改善よりも制度的・行政的支援をより強く期待する傾向が読みとれる。家庭＞行政＞職場といえるかもしれない。

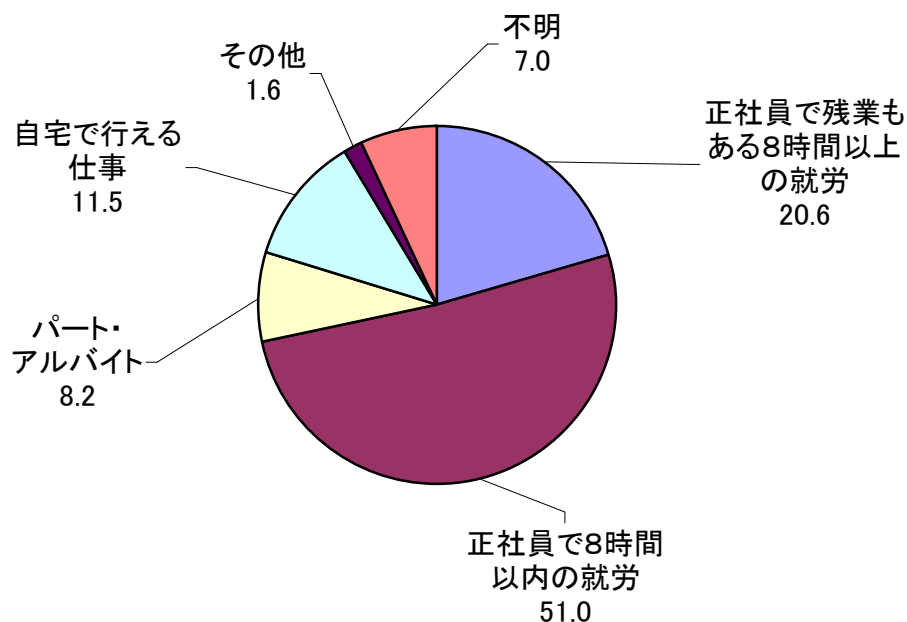
女性の就労の必要条件 (n=243)



問 11 理想の就業形態

正社員の希望が7割を超え、安定した雇用が望まれていることが分かる。その上で、時間的には残業のない8時間以内の仕事を希望する人が過半数できわめて多い。なお8時間以内のどのくらいがいいかについては、不明を除くと8時間が約6割と多く、5時間以下という希望はほとんどなかった。この項目では男女差が顕著で、男性は残業のある正社員の希望が約35%と女性の3倍あり、逆に女性は男性には少ないパートや自宅仕事の希望が多い。また40代でパート希望が最大になり、50代以上で残業希望が激減する。

理想の就業形態 (n=243)

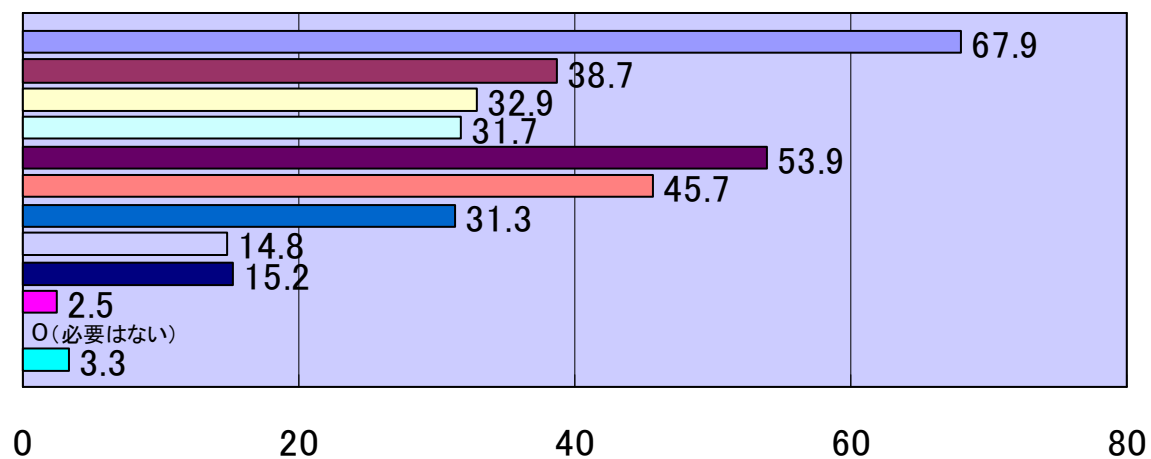


問 12 男性の家事等参加の必要条件

この項目では、夫婦間の話し合い、子どもの育て方、男性の抵抗感をなくすことなど、家庭や個人の範囲で努力すべきことを選択し指摘した人が多かった。

男性の家事等参加の必要条件 (n=243)

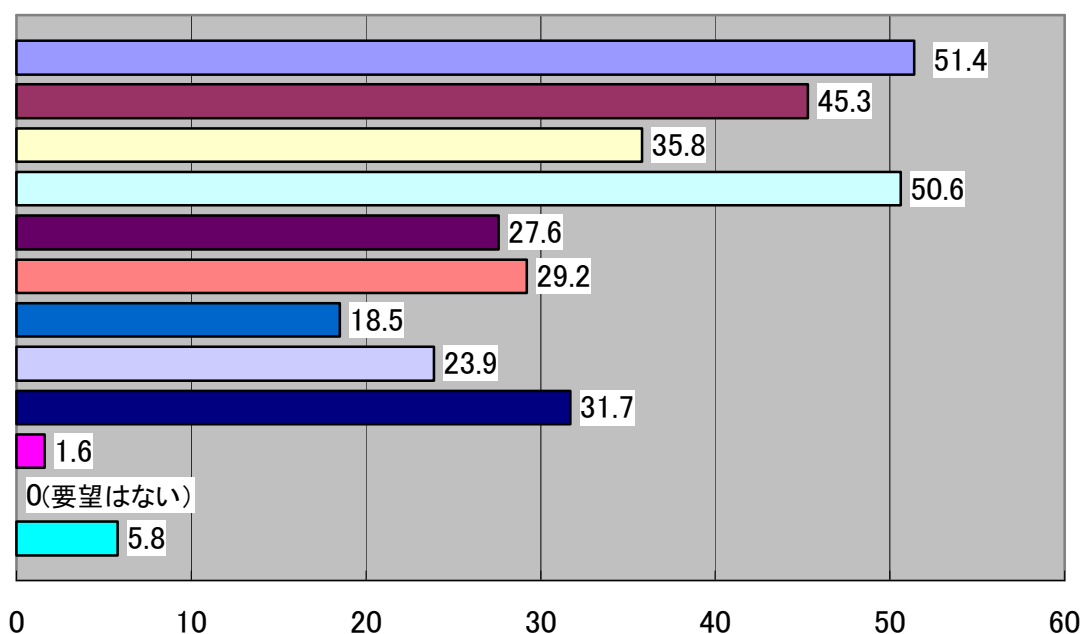
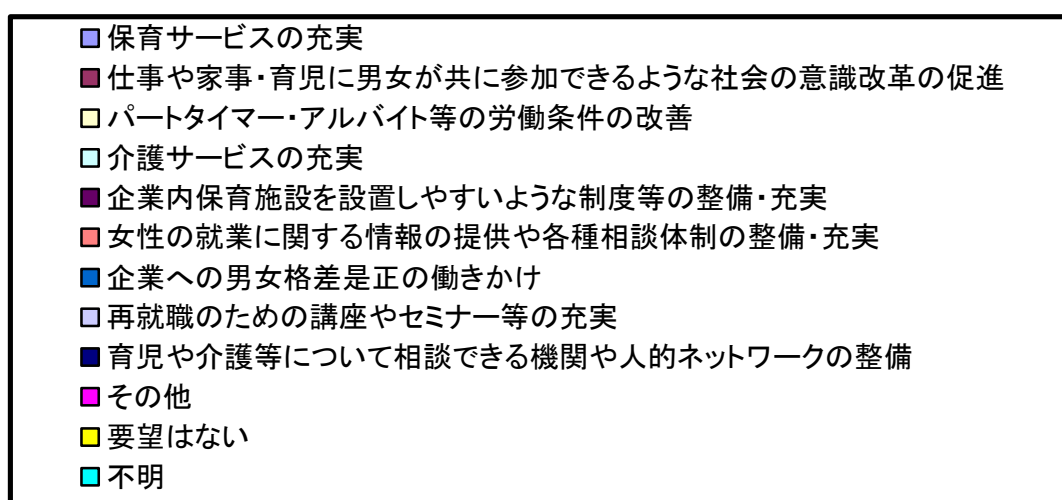
- 夫婦の間の家事などの分担について十分に話し合うこと
- 男女の役割分担などの社会通念、慣習、しきたりが変わっていくこと
- 労働時間の短縮や、休暇制度が普及すること
- 仕事優先という社会全体の仕組みが変わること
- 子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方をする
- 男性が家事・子育て・介護などを共に担うことによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと
- 男性の仕事中心の生き方、考え方などが変わること
- 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口の整備
- 妻が夫に経済力や出世を求めないこと
- その他
- 必要はない
- 不明



問 13 仕事と家庭の両立のために行政に要望すること

保育・介護サービスの充実、男女共同参画にむけた意識改革の促進などが多数の人から指摘された。反面、企業への働きかけや支援制度に対する期待はやや薄いようである。

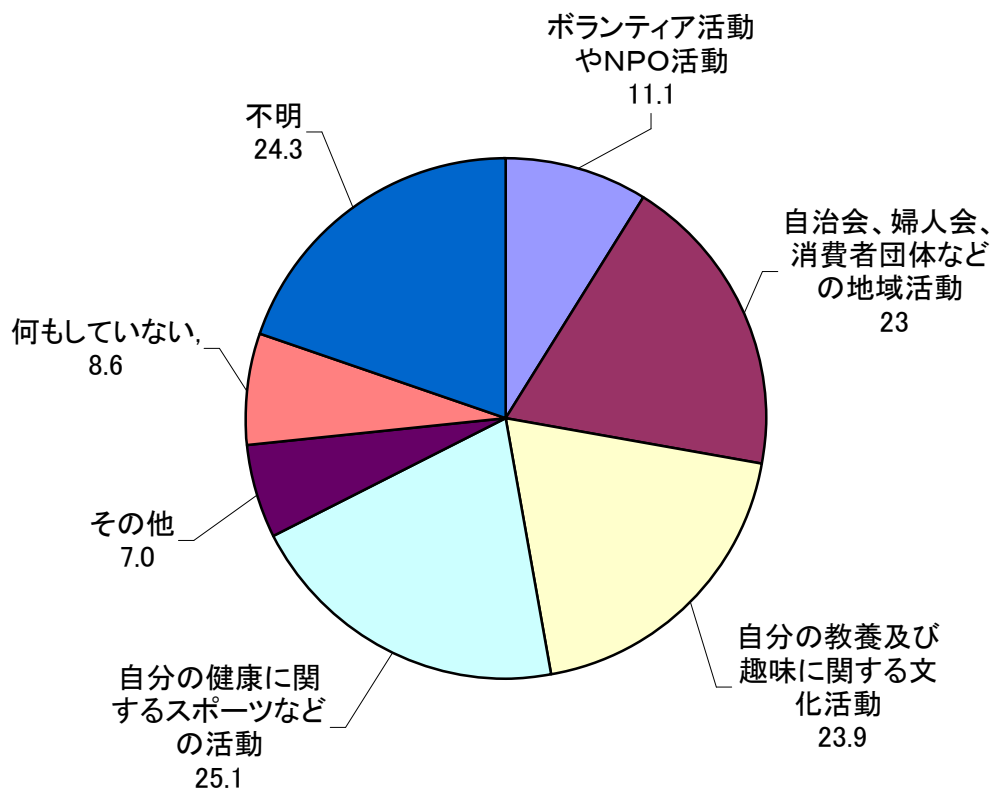
行政への要望 (n=243)



問 14 参加している社会活動

ほぼ 4 人に 1 人が、自分の教養や趣味に関する文化活動、また健康に関するスポーツなどの活動をそれぞれしている。自治会などの地域活動もほぼ同じく 4 人に 1 人弱が行っている。なお、「不明」が多いのは、おそらく「何もしていない」という選択肢がなかったためと思われる。「何もしていない」という回答は、そう記述されていたものである。また文化活動を除き、一般に男性の方が参加者の比率が高い。

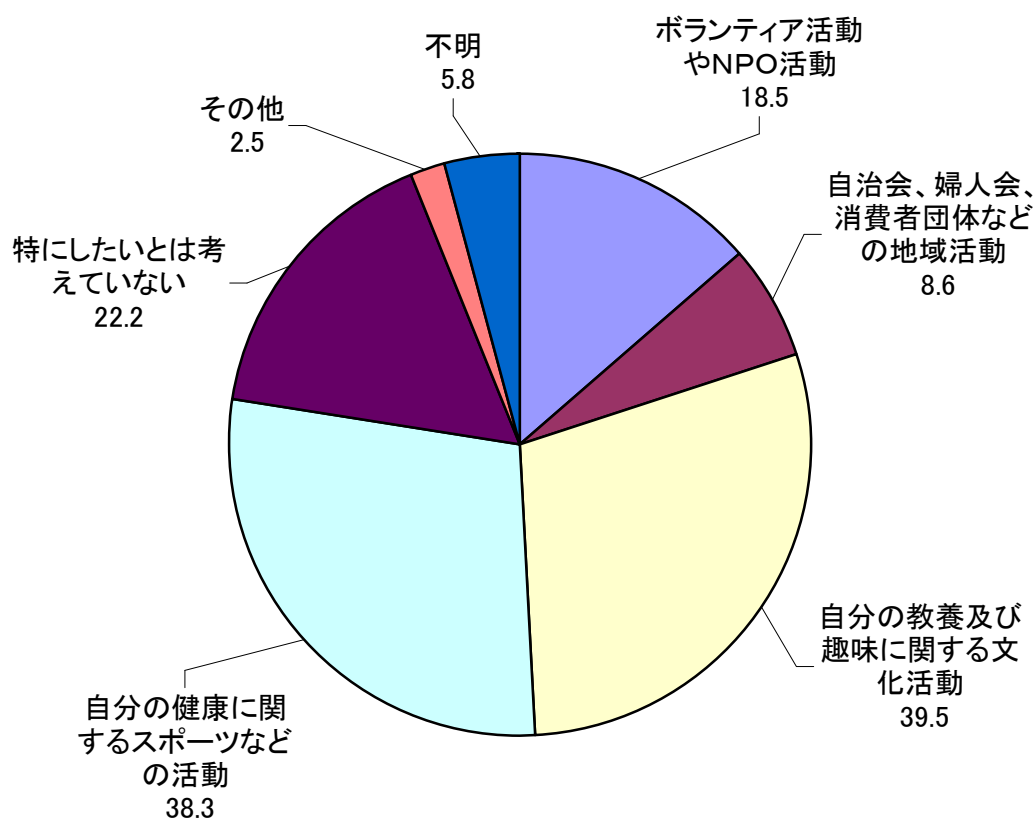
参加社会活動 (n=243)



問 15 参加したい社会活動

自分のための文化・スポーツ活動への意欲は極めて高く、4割弱がそれぞれ希望しているのに対し、自治会などの地域活動への参加希望は1割に満たない。ボランティアやNPO活動は、すでに参加している人の二倍の約18%の人が希望している。こうした傾向は女性により顕著であり、また女性の方が全体的にこのような活動への積極的な参加希望が強い。

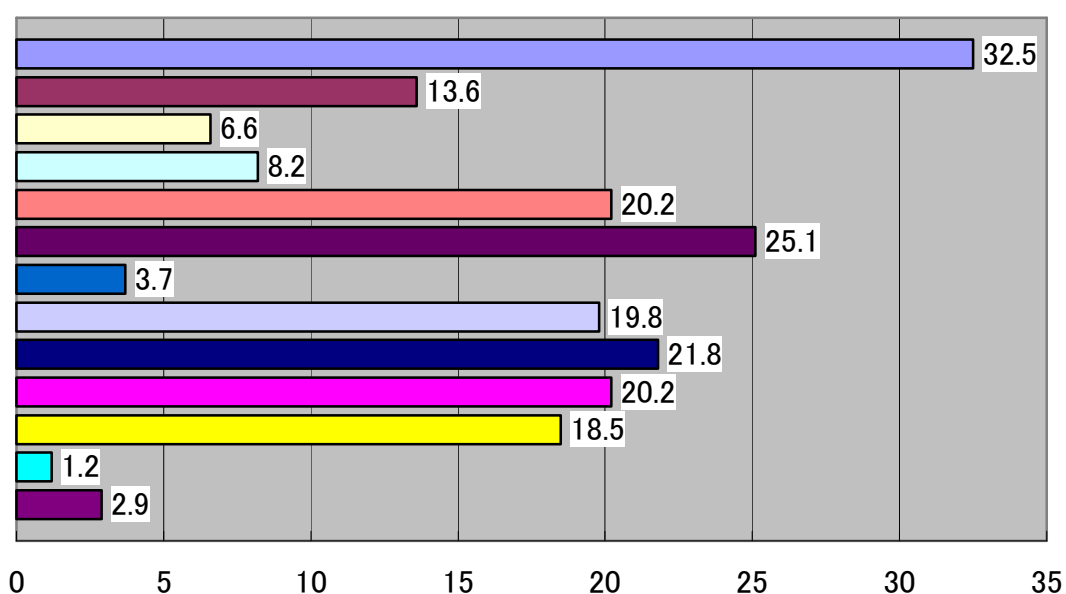
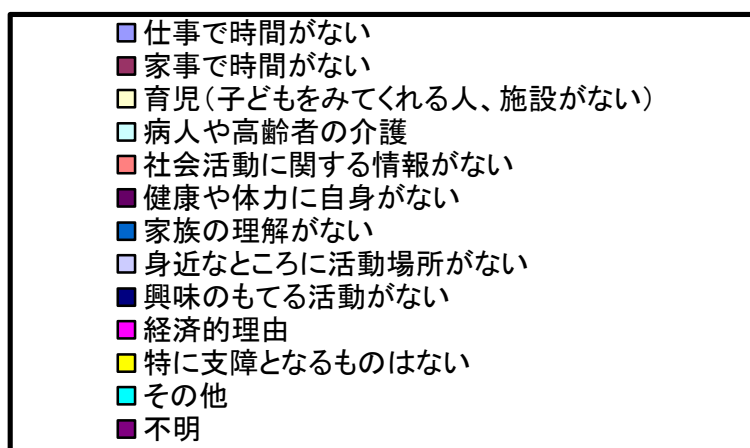
参加したい社会活動 (n=243)



問 16 社会活動参加への支障

多くの理由が挙げられているが、男女別に見ると女性は「家事で時間がない」「育児の都合」「健康や体力」「家族の理解」「経済的理由」などが男性に比べて目立っている。

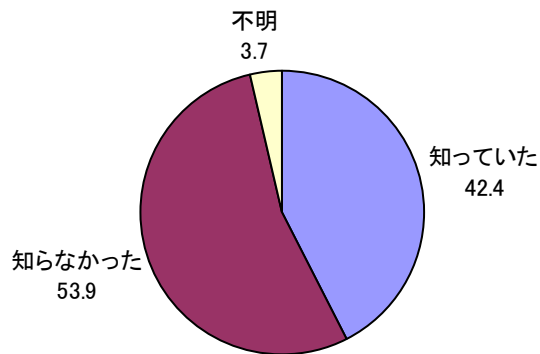
社会活動参加支障 (n=243)



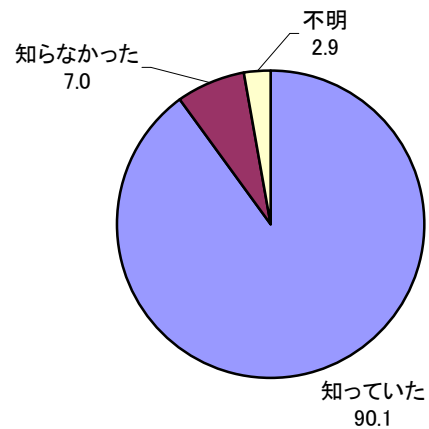
問 17 ハラスメントの知識

セクハラについては9割が知っていると答えたのに対し、パワハラについては半分以上が知らなかったと答え、対照的である。男女別ではむしろ男性の方が認識している割合が多く、特にパワハラについては20ポイント以上の開きがあった。

パワハラの知識 (n=243)



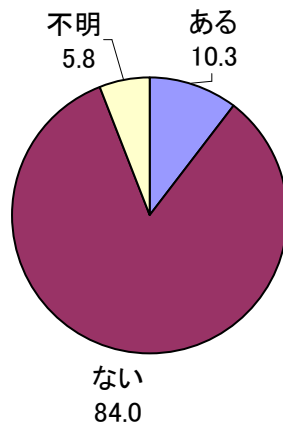
セクハラ知識 (n=243)



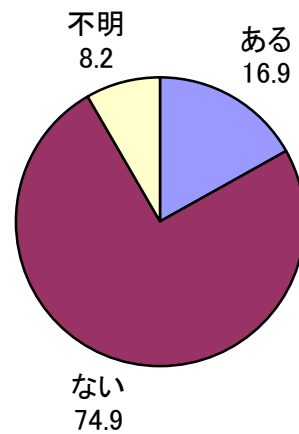
問 18 ハラスメントを受けた経験

それぞれ 1 割強、2 割弱の人が受けたことがあると答えており、パワハラの方が多。これは、男性が殆どセクハラを受けていないことが影響しており、女性はセクハラとパワハラをほぼ同じくらい受けている。

セクハラの実験 (n=243)



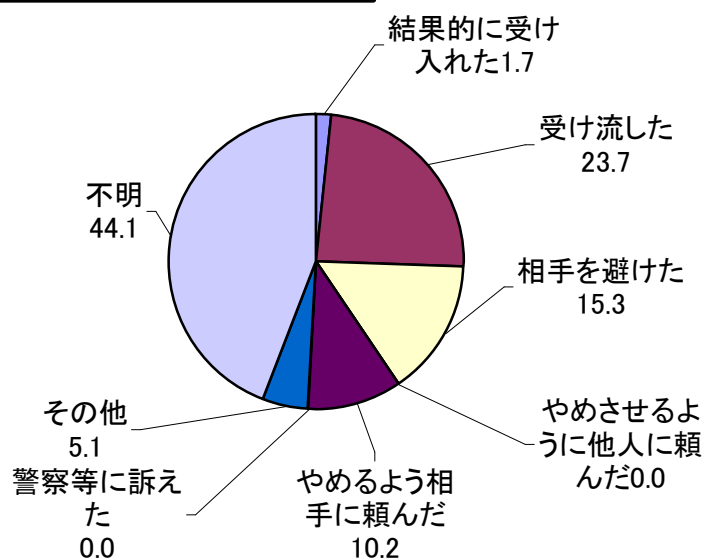
パワハラの実験 (n=243)



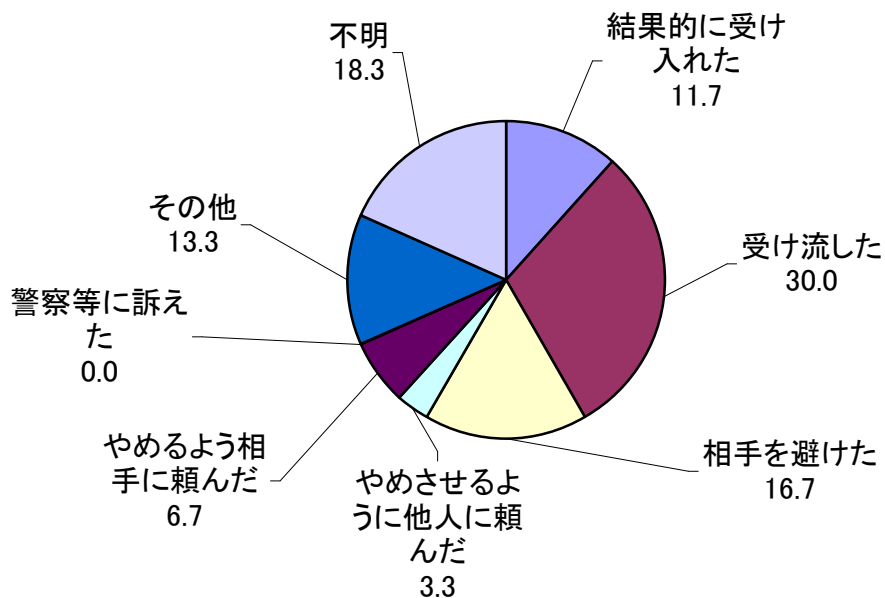
問 19 ハラスメントへの対応

パワハラ、セクハラとも「受け流した」が最も多かった。「相手を避けた」がこれに次いでいる。「結果的に受け入れた」はパワハラに多いことが目立ち、忍従するケースが比較的多いことが窺える。

セクハラへの対応 (n=51)



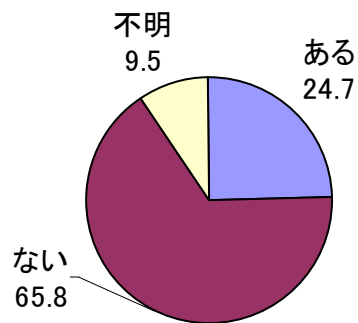
パワハラへの対応 (n=51)



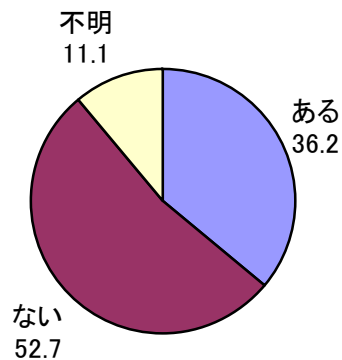
問 20 ハラスメントの見聞

ハラスメントを見たり聞いたりしたことがあるという答えは、パワハラの方が10ポイント以上上回っている。セクハラにおける男女差は「受けたことがある」場合と違いそれほど顕著ではないが、やはり女性の方が見聞きしたと答えた人が多い。パワハラの見聞は逆に男性が多い。同じことに対して、違った受け止め方をする場合があるのかもしれない。

セクハラの見聞 (n=243)



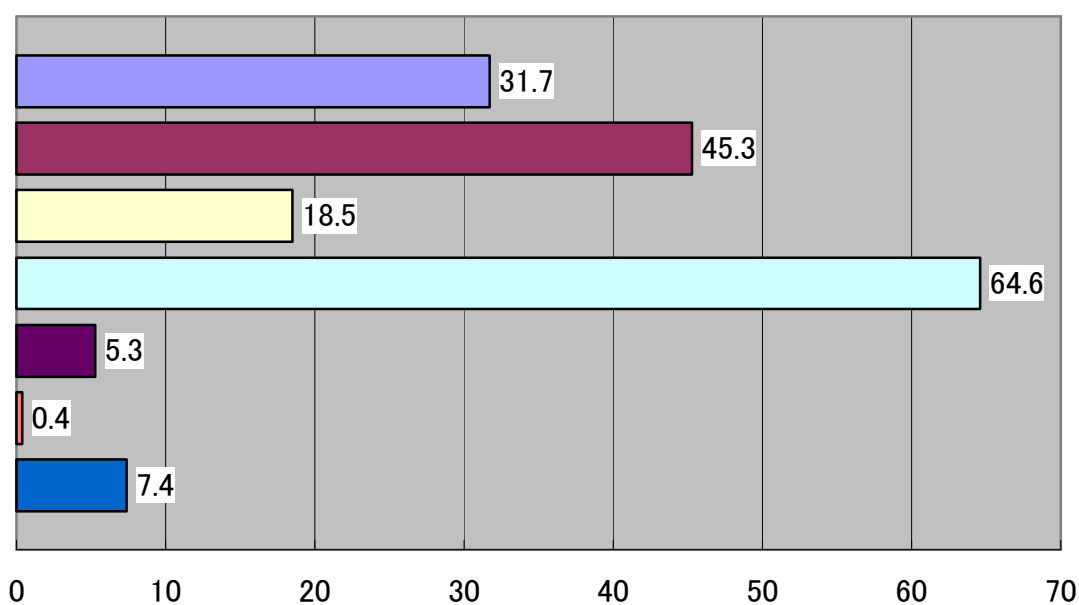
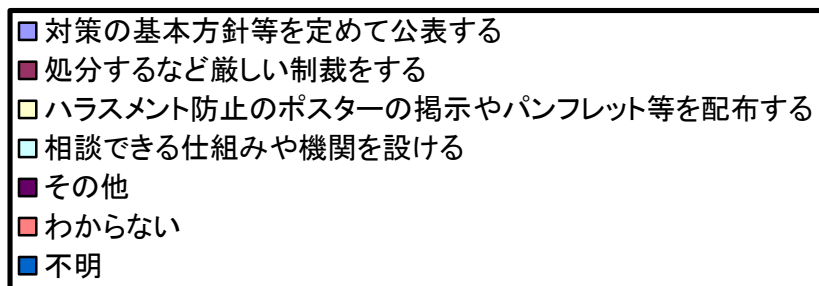
パワハラの見聞 (n=243)



問21 ハラスメント防止策

「相談できる仕組みや機関を設ける」が目立って多く、次いで厳しい罰則を設けることが挙げられている。男女ともほぼ同様の傾向で、あまり差はみられない。

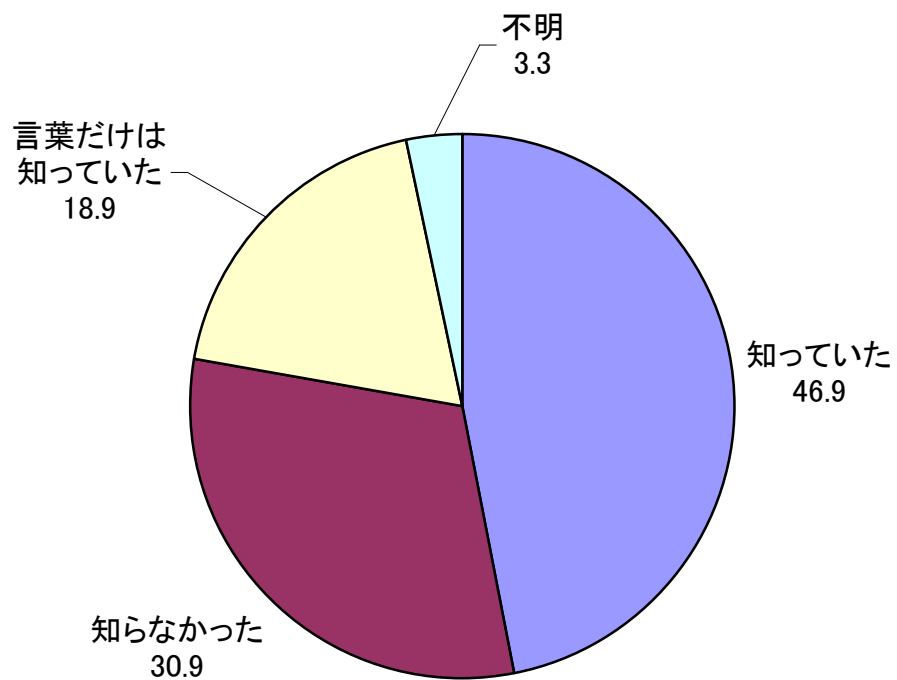
ハラスメントの防止策 (n=243)



問22 ドメスティック・バイオレンス（DV）の知識

半数弱の人が内容まで含めて知っていると答えており、比較的知られているといえる。知っているという答えは男性の方が10ポイント以上多い。

DVの知識 (n=243)

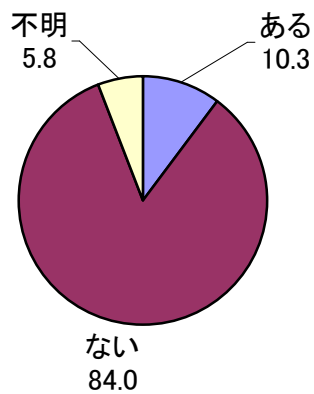


問 23・24

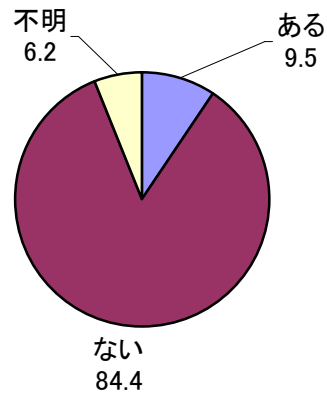
ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害・加害経験

受けた経験と行った経験とは、どちらも約 1 割あり、拮抗している。男女によって被害と加害の比率は逆転しており、被害は女性に、加害は男性に多い。

DVの経験 (n=243)



DVの加害経験 (n=243)

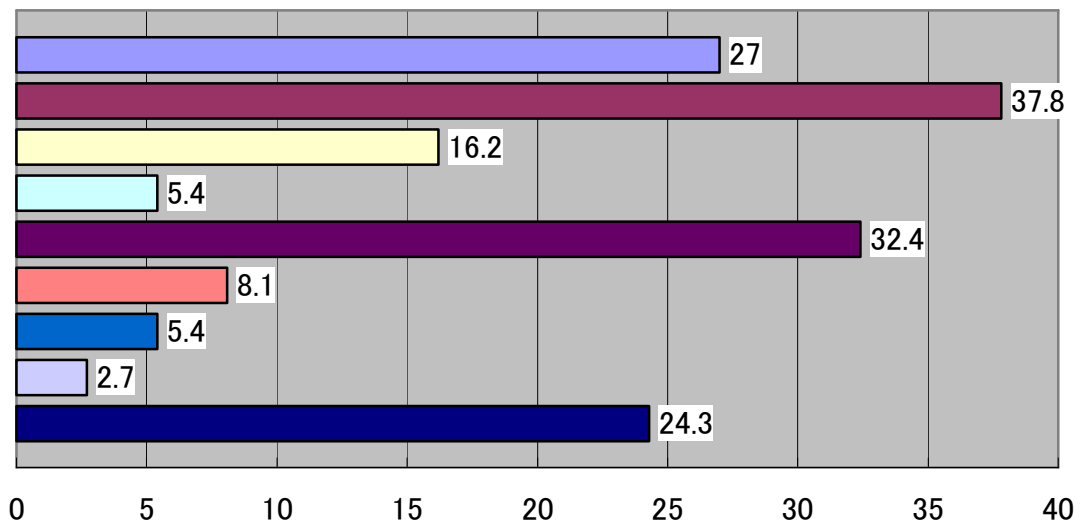
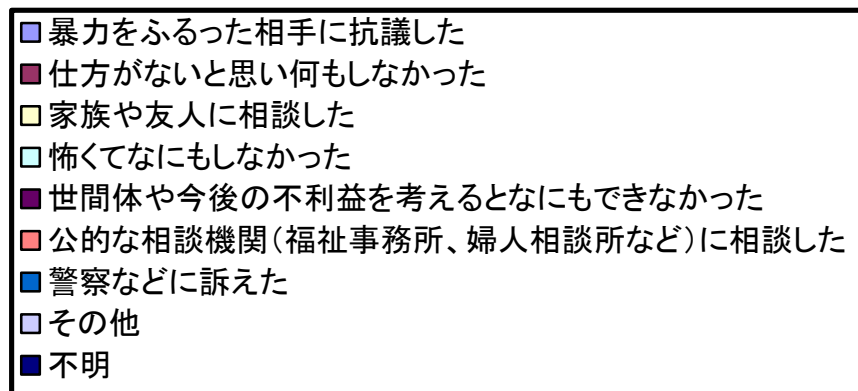


問 25

ドメスティック・バイオレンスを受けてとった行動

怖さや世間体、利害などを考えて何もしなかったケースが最も多いが「相手に抗議した」という答えもかなりある。しかし個人や機関、警察等に相談したという人は少なかった。

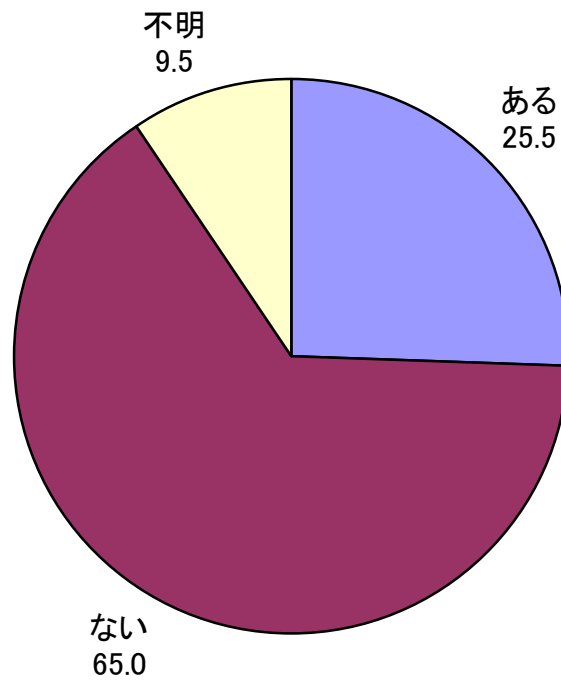
DVへの対応 (n=37)



問 26 ドメスティック・バイオレンス（DV）の見聞

DV を見たり聞いたりしたことがあるという人はかなり多く、4 人に 1 人に達する。男女差はそれほどないが、男性にやや多い。

DVの見聞 (n=243)

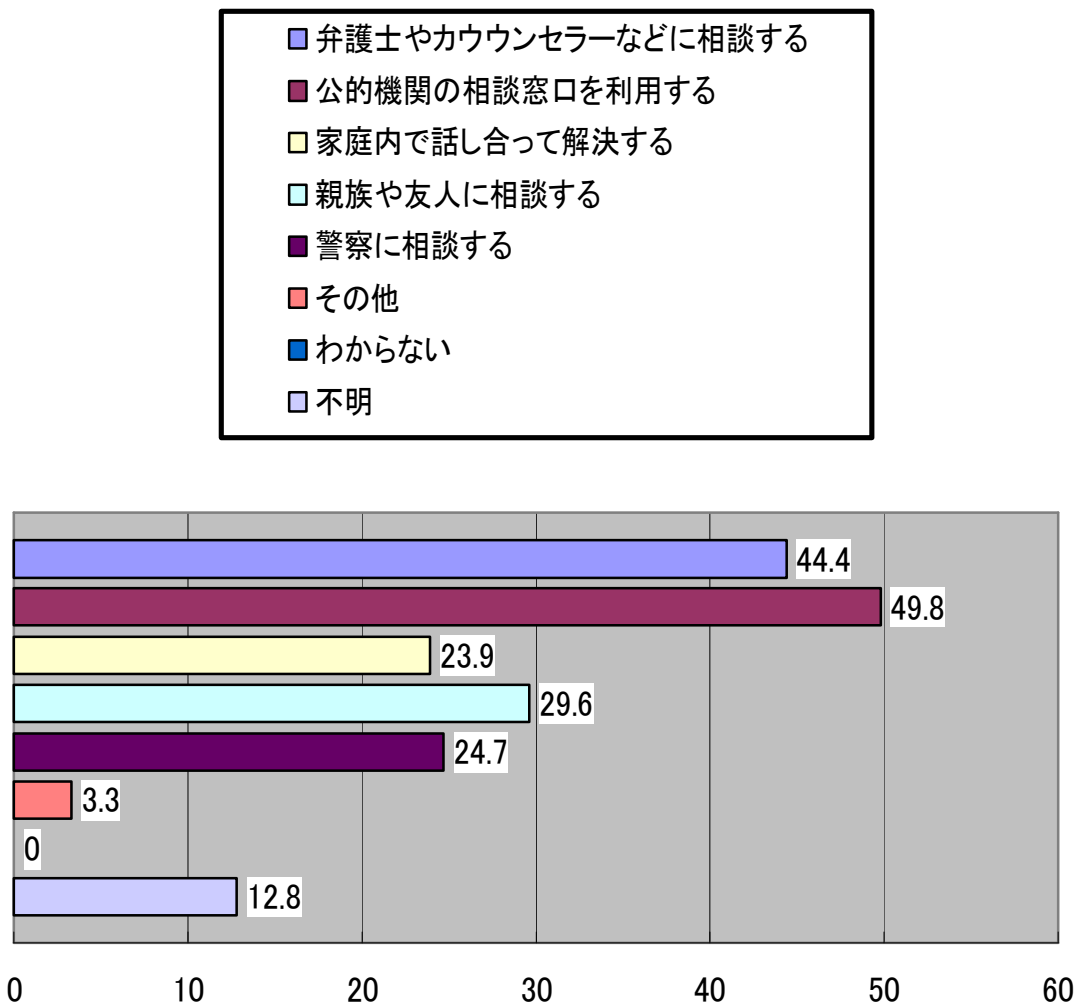


問27

ドメスティック・バイオレンス（DV）解決への行動

「家庭内で話し合っ解決」は比較的少なく、公的機関、弁護士やカウンセラーなど当事者以外の人や機関に相談するという答えが多い。しかし前掲した現実の行動とはかなりズレがある。ともかく、公的な相談機関への期待が極めて大きいことは注目される。

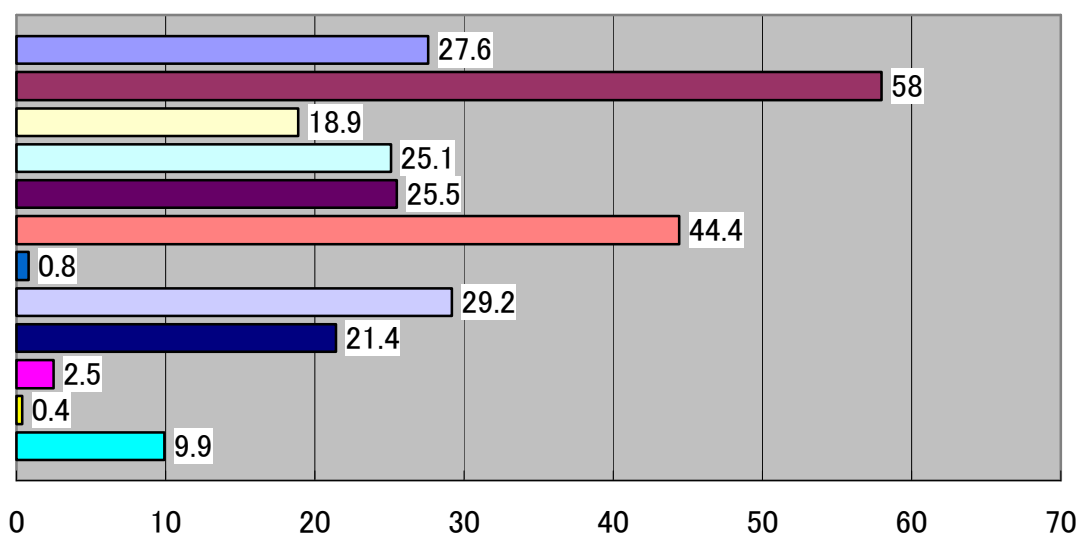
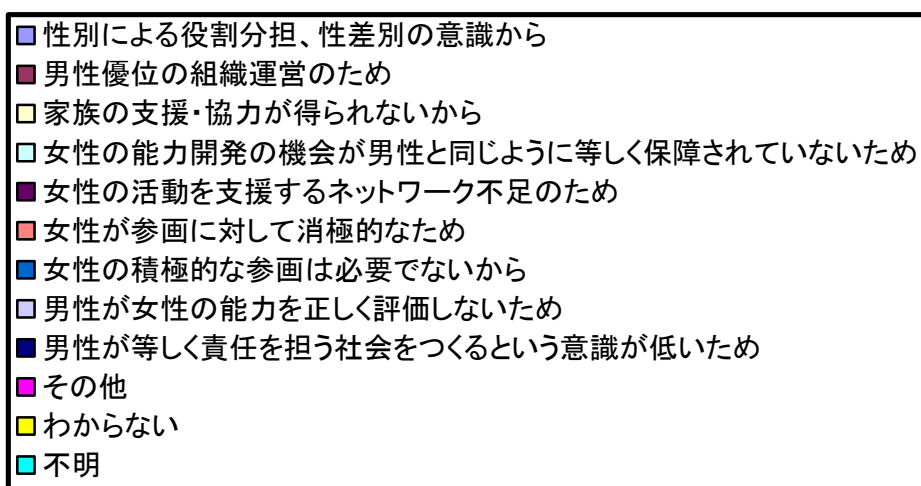
DV防止策 (n=243)



問 28 女性の政策決定参画が少ない理由

「男性優先の組織運営のため」という回答が群を抜いており、どちらかといえば、個々人（特に男性）の意識面の問題より、社会機構の問題として捉えられている。女性が消極的なためという答えがこれに次ぎ、男女の差はあまりない。

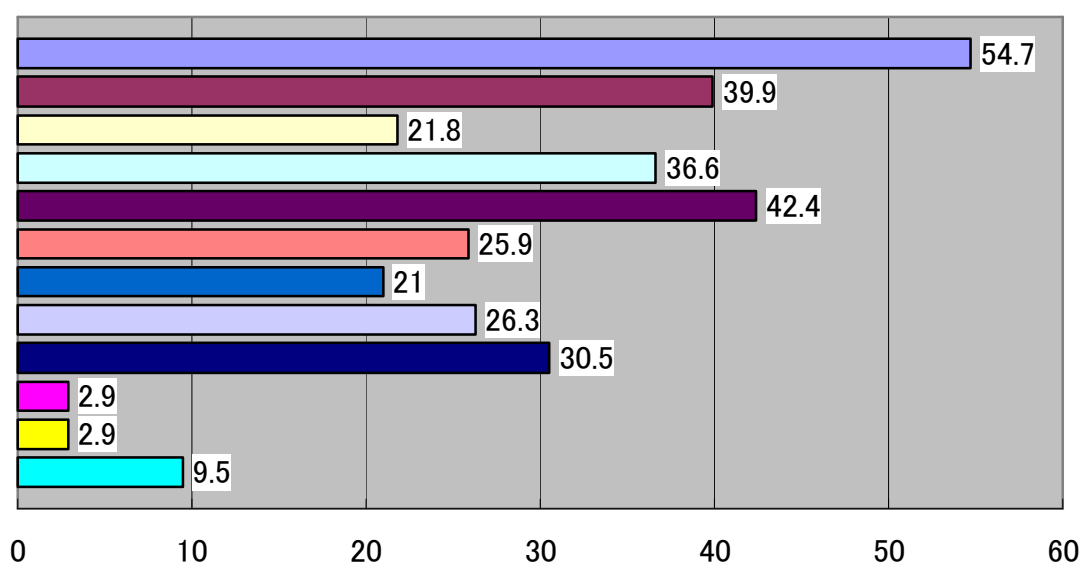
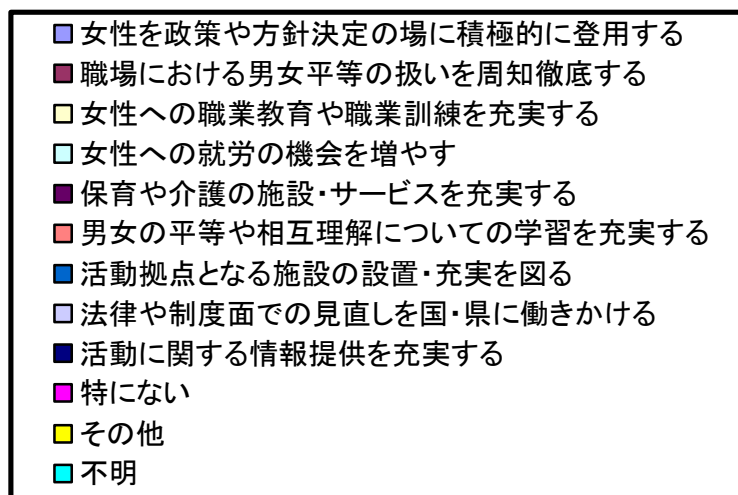
女性の政策決定参画が少ない理由 (n=243)



問 29 男女共同参画社会へむけた行政の課題

「女性を政策決定の場に登用」という項目がもっとも支持された。次いで、女性の社会進出の基盤である保育や介護への支援、職場の男女平等の推進などが挙げられている。職場の男女平等は男性が、保育や介護への支援は女性が、それぞれ重視している。

行政の課題 (n=243)

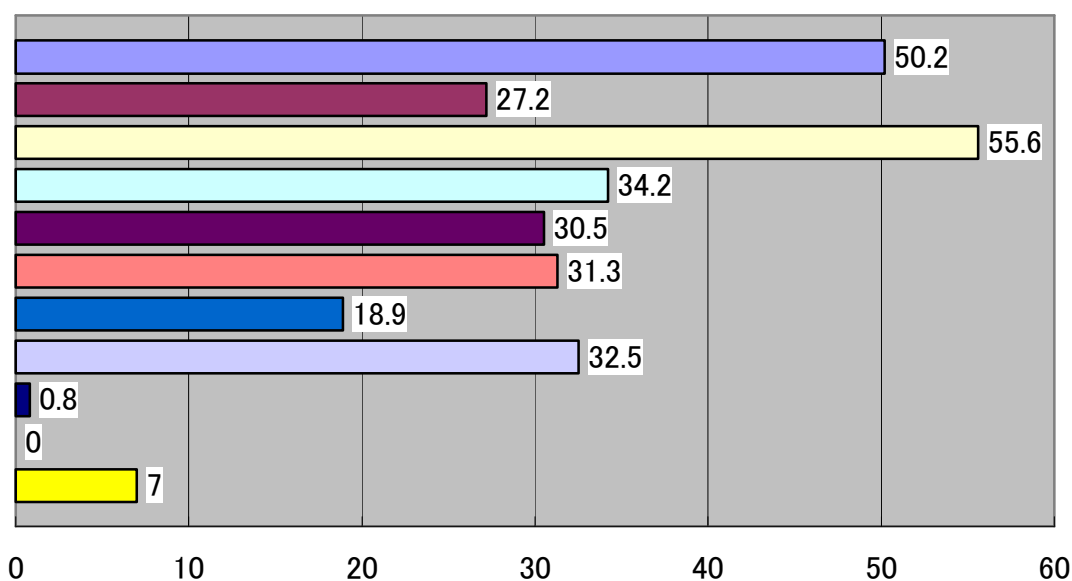
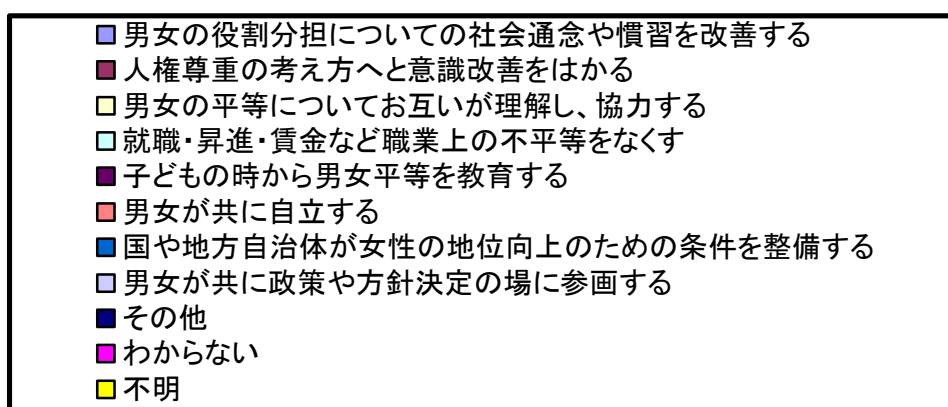


問 30

男女が協力しよりよい社会を築くために必要な条件

個々人の理解協力、男女の役割分担の社会通念や慣習を改善する、といった項目が重視されている。行政による条件整備は比較的重要視されていないといえる。

男女共同参画社会の必要条件(3つ) (n=243)



家庭生活についておうかがいします。

問6. 「社会通念・慣習やしきたり」などでの男女の不平等感について、あなたのお考えにもっとも近いものは何ですか。 (1つに○をつけてください)

1. 男性の方が非常に優遇されている
2. どちらかといえば男性の方が優遇されている
3. 平等
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている
5. 女性の方が非常に優遇されている
6. その他 ()

問7. あなたの家庭では、次のことがらについて主に誰が分担していますか。配偶者のいない方は、役割だと思われるものは何ですか。

(それぞれについてあてはまるところすべてに○をつけてください)

	夫婦同じ くらい	主に妻 がする	主に夫 がする	その他
(1) 生活費の確保				
(2) 食事の準備				
(3) 食事の後かたづけ				
(4) 部屋の掃除				
(5) 洗濯				
(6) 食料品などの買い物				
(7) ゴミ出し				
(8) 子どもの世話・しつけ				
(9) 高齢者の介護				
(10) 近所づきあい				
(11) 地域活動				

就労についておうかがいします。

問 8 . 職場に男女の差別がありますか。職場をお持ちでない人は、一般的に考えられることをお答えください。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 昇進、昇格に男女の差がある
2. 賃金に男女差がある
3. 女性の配置場所が限られている
4. 女性の能力を正当に評価しない
5. 女性を幹部職員に登用しない
6. 教育・研修を受ける機会が女性の方が少ない
7. 女性は主に補助的な仕事しかやらせてもらえない
8. 結婚や出産退職を勧奨する雰囲気がある
9. 中高年以上の女性に退職を勧奨する雰囲気がある
10. 差別はない
11. その他 ()

問 9 . あなたは女性が仕事に就くことについて、どのようにお考えですか。
(1つだけ○をつけてください)

1. 女性は仕事に就かないほうが良い
2. 結婚するまでは仕事に就いているほうが良い
3. 子どもができるまでは仕事に就いているほうが良い
4. 子どもができたら仕事をやめ、手がかからなくなったら再び仕事につくほうが良い
5. 結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるほうが良い
6. どちらでもよい、本人の自由
7. わからない
8. その他 ()

問 10 . 女性が仕事に就くには、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 夫や家族の理解と協力
2. 職場での男女平等の推進 (昇進や賃金の格差をなくす等)
3. 再雇用制度の促進
4. 女性への職業紹介の充実
5. パートタイマーの労働条件の改善
6. 保育所、学童保育所などの整備・充実
7. 育児・介護休業制度の定着
8. 労働時間の短縮
9. その他 ()

問 1 1 . 仕事に就く場合、あなたの理想の就業形態は次のどれに当たりますか。
(1 つだけ○をつけてください)

1. 正社員で残業もある8時間以上の就労
2. 正社員で8時間以内の就労 (時間位)
3. パート・アルバイト
4. 自宅で行える仕事
5. その他 ()

問 1 2 . 男性が家事・子育てや介護などの役割を女性と共に担うために必要なことは、
何だと思いませんか。 (あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 夫婦の間で家事などの分担について十分に話し合うこと
2. 男女の役割分担などの社会通念、慣習、しきたりが変わっていくこと
3. 労働時間の短縮や、休暇制度が普及すること
4. 仕事優先という社会全体の仕組が変わること
5. 子ども男女を問わずみんなで家事などをするような育て方をすること
6. 男性が、家事、子育て、介護などを共に担うことによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと
7. 男性の仕事中心の生き方、考え方などが変わること
8. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口の整備
9. 妻が、夫に経済力や出世を求めないこと
10. その他 ()

問 1 3 . 仕事と家庭生活の両立のための行政への要望は何ですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 保育サービスの充実
2. 仕事や家事・育児に男女が共に参加できるような社会の意識改革の促進
3. パートタイマー・アルバイト等の労働条件の改善
4. 介護サービスの充実
5. 企業内保育施設を設置しやすいような制度等の整備・充実
6. 女性の就業に関する情報の提供や各種相談体制の整備・充実
7. 企業への男女格差是正の働きかけ
8. 再就職のための講座やセミナー等の充実
9. 育児や介護等について相談できる機関や人的ネットワークの整備
10. その他 ()

社会活動についておうかがいします。

問14．次の活動のうち、あなたが現在しているものはどれですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. ボランティア活動やNPO活動
2. 自治会、婦人会、消費者団体などの地域活動
3. 自分の教養及び趣味などに関する文化活動
4. 自分の健康に関するスポーツなどの活動
5. その他 ()

問15．次の活動のうち、あなたが今後参加したいものはどれですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. ボランティア活動やNPO活動
2. 自治会、婦人会、消費者団体などの地域活動
3. 自分の教養及び趣味などに関する文化活動
4. 自分の健康に関するスポーツなどの活動
5. 特にしたいとは考えていない
6. その他 ()

問16．あなたが社会活動に参加する場合、支障になることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 仕事で時間がない
2. 家事で時間がない
3. 育児(子どもをみてる人、施設がない等)
4. 病人や高齢者の介護
5. 健康や体力に自信がない
6. 社会活動に関する情報がない
7. 家族の理解がない
8. 身近なところに活動場所がない
9. 興味のもてる活動がない
10. 経済的な理由
11. 特に支障になることはない
12. その他 ()

人権についておうかがいします。

<ハラスメントについて>

ハラスメントとは、いろいろな場面での「いやがらせ、いじめ」をいいます。

その種類として

1. セクシャル・ハラスメント「セクハラ」

ほかの者を不快にさせる性的な言動、相手の意に反した性的いやがらせ

例) スリーサイズ(バストのサイズなど)を聞く、性的なうわさをたてる、「男(女)のくせに」などの発言する、不必要に接触する、しつこく誘いつけまわす、など

2. パワー・ハラスメント「パワハラ」

職場における職務権限を背景にしたいやがらせ

例) 部下を孤立させる、皆の前で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く、上司のやり方を強制させる、休ませない、からかい、ひやかし、など

問17. ハラスメントがどういうものか知っていましたか。

(どちらかに○をつけてください)

- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| セクハラがどういうものか | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| パワハラがどういうものか | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |

問18. ハラスメントを受けたことがありますか。

(どちらかに○をつけてください)

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| セクハラをうけたことが | 1. ある | 2. ない |
| パワハラをうけたことが | 1. ある | 2. ない |

問19. あると答えた方にお聞きします。差し支えなければ受けた内容をお書きください。

(

)

また、その後、最終的にとった行動はなんですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | | | | | | |
|---------|--------------|----------|-----------|------------------|----------------|------------|-----------|
| セクハラの場合 | 1. 結果的に受け入れた | 2. 受け流した | 3. 相手を避けた | 4. やめさせるよう他人に頼んだ | 5. やめるよう相手に頼んだ | 6. 警察等に訴えた | 7. その他() |
| パワハラの場合 | 1. 結果的に受け入れた | 2. 受け流した | 3. 相手を避けた | 4. やめさせるよう他人に頼んだ | 5. やめるよう相手に頼んだ | 6. 警察等に訴えた | 7. その他() |

問20 . ハラスメントを受けているのを見たり聞いたりことがありますか。

(どちらかに○をつけてください)

- | | | |
|----------|-------|-------|
| セクハラについて | 1. ある | 2. ない |
| パワハラについて | 1. ある | 2. ない |

問21 . ハラスメントを防止するにはどうすれば効果的だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 対策の基本方針等を定めて公表する
2. 処分するなど厳しい制裁をする
3. ハラスメント防止のポスターの掲示やパンフレット等を配布する
4. 相談できる仕組みや機関を設ける
5. その他 ()

<ドメスティック・バイオレンスについて>

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、「夫や妻、恋人などのパートナーからの暴力」を言います。

例) 殴るなどの暴力行為、望まない性行為を強要、子どもやペットにあたりいじめたりする、生活費や必要なお金を渡さない、ばかにしたり、ののしったり、命令口調でものを言う、大声で怒鳴る、なにをやっても無視をする、など

問22 . あなたはドメスティック・バイオレンスがどういうものか知っていましたか。

(どちらかに○をつけてください)

1. 知っていた
2. 知らなかった
3. 言葉だけは知っていた

問23 . あなたは、これまでドメスティック・バイオレンスの行為を受けたことがありますか。

(どちらかに○をつけてください)

1. ある
2. ない

問24 . あなたは、これまでドメスティック・バイオレンスの行為を行ったことがありますか。

(どちらかに○をつけてください)

1. ある
2. ない

問25 . ドメスティック・バイオレンスの行為を受けたり行ったりしたことがあると答えた方にお聞きします。差し支えなければ受けた内容をお書きください。

(

)

また、その後、最終的にとった行動はなんですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 暴力をふるった相手に抗議した
2. 仕方がないと思い何もしなかった
3. 家族や友人に相談した
4. 怖くてなにもしなかった
5. 世間体や今後の不利益を考えるとなにもできなかった
6. 公的な相談機関(福祉事務所、婦人相談所など)に相談した
7. 警察などに訴えた
8. その他()

問26. あなたはドメスティック・バイオレンスについて、これまで受けているのを見たり聞いたりことがありますか。(どちらかに○をつけてください)

1. ある
2. ない

問27. あなたは、ドメスティック・バイオレンスの解決のためにどのような行動をとればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 弁護士やカウンセラーなどに相談する
2. 公的機関の相談窓口を利用する
3. 家庭内で話し合っ解決する
4. 親族や友人に相談する
5. 警察に相談する
6. その他()

政治や行政についておうかがいします。

問28. 政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 性別による役割分担、性差別の意識から
2. 男性優先の組織運営のため
3. 家族の支援・協力が得られないから
4. 女性の能力開発の機会が男性と同じように等しく保障されていないため
5. 女性の活動を支援するネットワーク不足のため
6. 女性が参画に対して消極的なため
7. 女性の積極的な参画は必要でないから
8. 男性が女性の能力を正しく評価しないため
9. 男性が等しく責任を担う社会をつくるという意識が低いため
10. その他()

問29. 男女共同参画社会の実現を図るためには、行政はどのようなことに特に力を入れて取り組むべきだと思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 女性を政策や方針決定の場に積極的に登用する
2. 職場における男女平等の扱いを周知徹底する
3. 女性への職業教育や職業訓練を充実する
4. 女性への就労の機会を増やす
5. 保育や介護の施設・サービスを充実する
6. 男女の平等や相互理解についての学習を充実する
7. 活動拠点となる施設の設置・充実を図る
8. 法律や制度面での見直しを国・県に働きかける
9. 活動に関する情報提供を充実する
10. 特にない
11. その他 ()

問30. 男女が共に協力し合い、よりよい社会を築くためには今後どのようなことが必要だと思いますか。(3つ選んでください)

1. 男女の役割分担についての社会通念や慣習を改善する。
2. 人権尊重の考え方へと意識改善をはかる
3. 男女の平等についてお互いが理解し、協力する
4. 就職・昇進・賃金など職業上の不平等をなくす
5. 子供のときから男女平等を教育する
6. 男女が共に自立する
7. 国や地方自治体が女性の地位向上のための条件を整備する
8. 男女が共に政策や方針決定の場に参画する
9. その他

その他、男女共同参画に関するご意見やご要望、アイデア等がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力誠にありがとうございました。



新庄市の花 アジサイ